

# 富山短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

## 目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	9
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	9
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	10
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	15
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	17
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	22
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	22
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	30
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	35
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	38
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	47
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	47
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	51
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	56
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	60
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	60
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	61
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	63
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	64

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、富山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 11 日

学長（自己点検・評価委員長）

高木 利久

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt; 学校法人の沿革 &gt;

昭和 38 (1963) 年 2 月	学校法人富山女子短期大学 設立
昭和 38 (1963) 年 4 月	富山女子短期大学 開学
昭和 39 (1964) 年 4 月	富山女子短期大学附属高等学校 開校
昭和 52 (1977) 年 4 月	富山女子短期大学附属みどり野幼稚園 開園
平成 2 (1990) 年 4 月	学校法人名を学校法人富山国際学園に改称 富山国際大学 開学
平成 4 (1992) 年 4 月	「富山女子短期大学附属高等学校」を「富山国際大学附属 高等学校」に名称変更 (男女共学に移行)
平成 12 (2000) 年 4 月	「富山女子短期大学」を「富山短期大学」に名称変更 (男女共学に移行) 「富山女子短期大学附属みどり野幼稚園」を「富山短期大学 附属みどり野幼稚園」に名称変更
平成 16 (2004) 年 6 月	社会福祉法人富山国際学園福祉会 設立
平成 17 (2005) 年 4 月	社会福祉法人富山国際学園福祉会にながわ保育園 開園
平成 25 (2013) 年 10 月	学園創立 50 周年記念式典挙行
平成 31 (2019) 年 4 月	富山短期大学附属みどり野幼稚園が幼稚園型認定こども園に 移行
令和 2 (2020) 年 4 月	社会福祉法人富山国際学園福祉会西田地方保育園 開園

## &lt; 短期大学の沿革 &gt;

昭和 38 (1963) 年 4 月	富山女子短期大学 開学 教養科 (生活コース、英語コース) 定員 100 名
昭和 41 (1966) 年 4 月	教養科を生活・英語・国語の 3 コース制に変更
昭和 42 (1967) 年 4 月	教養科を家政・生活改良・英語・国語の 4 コース制に変更 食物栄養科 (定員 80 名)、保育科 (定員 50 名) 設置
昭和 45 (1970) 年 4 月	保育科を幼児教育科に名称変更、定員増 (定員 80 名)
昭和 46 (1971) 年 4 月	教養科募集停止 家政学科 (定員 80 名)、文学科 (定員 80 名 英文専攻、国文 専攻各 40 名) 設置 食物栄養科を食物栄養学科に、幼児教育科を幼児教育学科に 名称変更
昭和 48 (1973) 年 4 月	家政学科を生活科学・被服・家庭経済の 3 コース制に変更
昭和 55 (1980) 年 4 月	幼児教育センター設置
昭和 57 (1982) 年 4 月	商経学科 (定員 80 名) 設置、家政学科コース制廃止
平成元 (1989) 年 4 月	商経学科を産業経営コース、経営情報コースの 2 コース制に 変更
平成 2 (1990) 年 4 月	「準学士」の称号創設
平成 2 (1990) 年 12 月	文学科 (英文専攻 40 名、国文専攻 40 名)、商経学科 (80 名) の入学定員をそれぞれ 60 名、60 名、120 名の期間を付した 定員に変更
平成 6 (1994) 年 4 月	家政学科を生活科学科に名称変更
平成 8 (1996) 年 4 月	福祉学科 (定員 80 名) 設置
平成 11 (1999) 年 4 月	商経学科を経営情報学科に名称変更
平成 11 (1999) 年 11 月	経営情報学科の入学定員を平成 12 年から 6 名ずつ逡減し、 平成 16 年に 90 名とする期間を付した定員に変更
平成 12 (2000) 年 4 月	富山女子短期大学を富山短期大学に校名変更し男女共学
平成 12 (2000) 年 4 月	生活科学科、文学科の募集停止

平成 15 (2003) 年 4 月	生涯学習センター設置
平成 15 (2003) 年 9 月	文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に「入学前～卒後の一貫した福祉人材養成教育」が採択
平成 17 (2005) 年 4 月	栄養教諭課程の開設 専攻科食物栄養専攻 (定員 15 名) 設置 「準学士」の称号から「短期大学士」の学位へ変更
平成 19 (2007) 年 8 月	文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に「地域をキャンパスとした人間力向上の取組」が選定 ボランティア・地域活動センター設置 第三者評価 (財団法人短期大学基準協会) 適格認定
平成 21 (2009) 年 4 月	経営情報学科定員増 (定員 100 名)、福祉学科定員減 (定員 70 名)
平成 25 (2013) 年 9 月	新講義棟 (F 館) 及び新体育館・学生ホール (G 館) 竣工 生涯学習センター及びボランティア・地域活動センターを統合し地域連携センターを設置
平成 25 (2013) 年 11 月	文部科学省「私立大学等改革総合支援事業『建学の精神を生かした大学教育の質向上』」に採択
平成 26 (2014) 年 8 月	文部科学省「大学教育再生加速プログラム (AP) テーマ II (学習成果の可視化)」に採択
平成 26 (2014) 年 10 月	文部科学省「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 教育の質転換」に採択 (平成 26 年度～平成 30 年度)
平成 27 (2015) 年 3 月	第三者評価 (一般財団法人短期大学基準協会) 適格認定
平成 27 (2015) 年 11 月	文部科学省「平成 27 年度 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)」に事業協働機関として参加
平成 28 (2016) 年 2 月	文部科学省「私立大学等経営強化集中事業タイプ A」に採択 (平成 27 年度～平成 28 年度)
平成 28 (2016) 年 4 月	経営情報学科定員増 (定員 110 名)、福祉学科定員減 (定員 60 名)
平成 31 (2019) 年 4 月	福祉学科を健康福祉学科に名称変更、定員減 (定員 40 名)
令和 2 (2020) 年 2 月	文部科学省「私立大学改革総合支援事業タイプ 1 特色のある教育の展開」に採択 (令和 2 年度)
令和 4 (2022) 年 2 月	第三者評価 (一般財団法人短期大学基準協会) 適格認定
令和 6 (2024) 年 1 月	富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード制定
令和 6 (2024) 年 4 月	教育研究・事務組織の再編
令和 8 (2026) 年 4 月	経営情報学科定員減 (定員 80 名)、食物栄養学科定員減 (定員 60 名)、健康福祉学科定員減 (定員 20 名) 健康福祉学科募集停止

## (2) 学校法人の概要

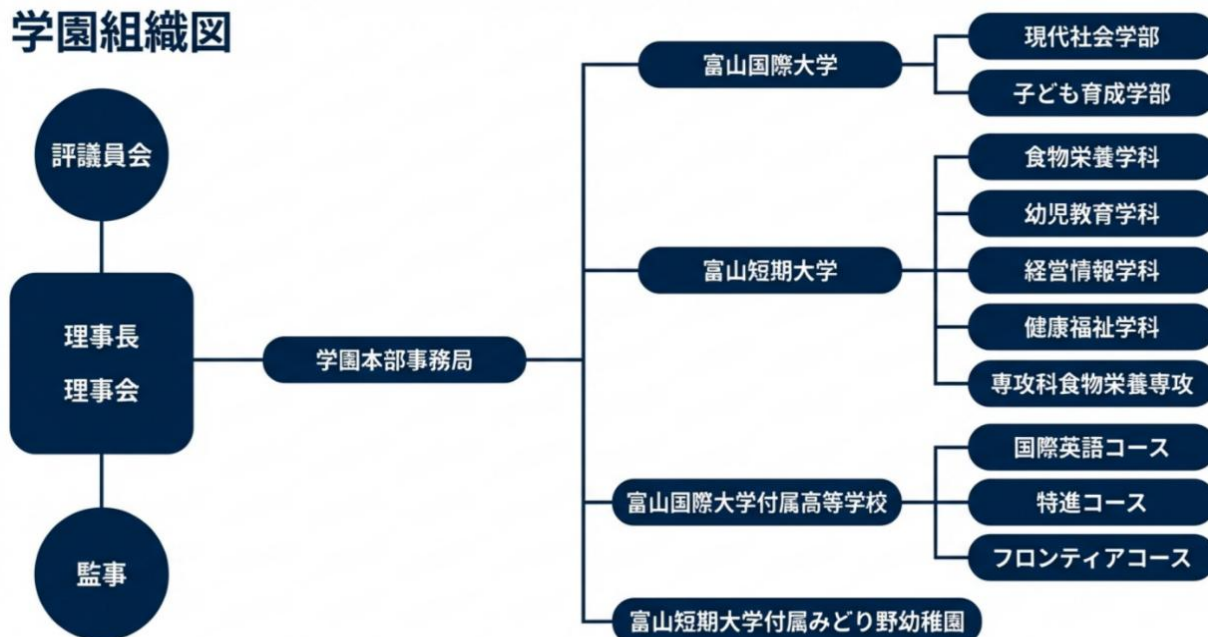
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
富山国際大学 東黒牧キャンパス 呉羽キャンパス	富山市東黒牧 65 番地 1	210	860	776
富山短期大学	富山市願海寺水口 444 番地	255	580	492
富山国際大学附属 高等学校	富山市願海寺水口 444 番地	250	750	906
富山短期大学附属 みどり野幼稚園	富山市願海寺水口 444 番地	—	100	72

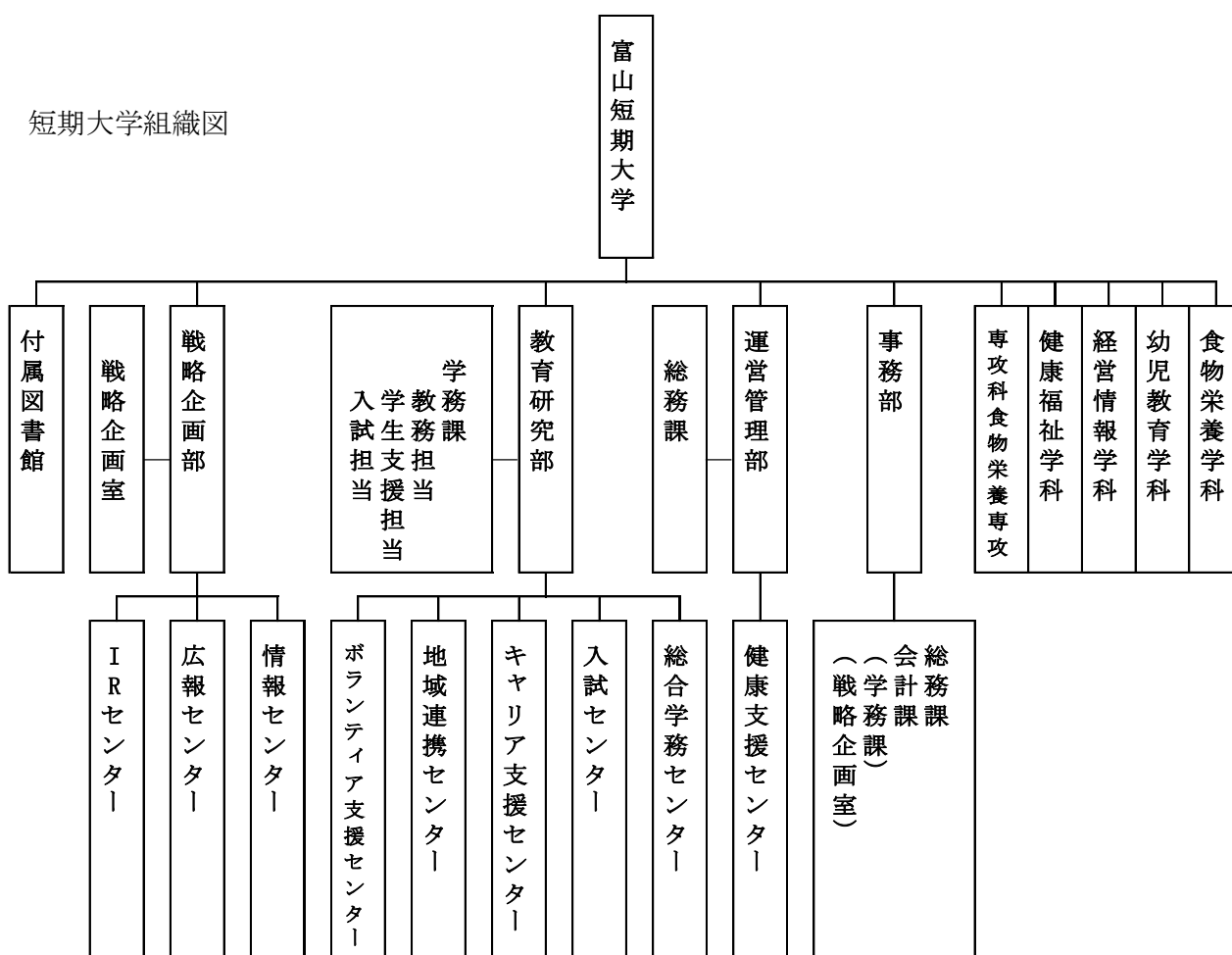
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和8（2026）年5月1日現在

## 学園組織図



## 短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

富山短期大学（以下、本学という。）が立地する富山県の人口動態は、令和 7（2025）年 10 月 1 日時点の総人口が 98 万 6,224 人で、27 年連続の減少となっている。自然動態は 23 年連続、社会動態は 7 年連続のマイナスとなり、15～39 歳の女性の県外転出は前年比で 220 人増えるなど、若者の流出が加速している。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
入学者合計		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
		323	100.0%	328	100.0%	273	100.0%	271	100.0%	258	100.0%
県内	朝日町	1	0.3%	0	0.0%	3	1.1%	2	0.7%	1	0.4%
	入善町	7	2.2%	5	1.5%	3	1.1%	2	0.7%	2	0.8%
	黒部市	13	4.0%	9	2.7%	13	4.8%	11	4.1%	6	2.3%
	魚津市	9	2.8%	8	2.4%	11	4.0%	7	2.6%	8	3.1%
	滑川市	9	2.8%	15	4.6%	10	3.7%	8	3.0%	4	1.6%
	上市町	8	2.5%	6	1.8%	5	1.8%	4	1.5%	6	2.3%
	立山町	11	3.4%	8	2.4%	7	2.6%	4	1.5%	6	2.3%
	舟橋村	3	0.9%	0	0.0%	2	0.7%	1	0.4%	5	1.9%
	富山市	135	41.8%	171	52.1%	132	48.4%	123	45.4%	129	50.0%
	射水市	32	9.9%	34	10.4%	26	9.5%	37	13.7%	30	11.6%
	高岡市	50	15.5%	31	9.5%	24	8.8%	44	16.2%	28	10.9%
	砺波市	12	3.7%	10	3.0%	10	3.7%	8	3.0%	9	3.5%
	南砺市	11	3.4%	9	2.7%	4	1.5%	3	1.1%	5	1.9%
	氷見市	8	2.5%	14	4.3%	10	3.7%	6	2.2%	3	1.2%
	小矢部市	5	1.5%	1	0.3%	4	1.5%	4	1.5%	3	1.2%
	計	314	97.2%	321	97.9%	264	96.7%	264	97.4%	245	95.0%
県外	石川県	3	0.9%	2	0.6%	2	0.7%	2	0.7%	6	2.3%
	新潟県	1	0.3%	1	0.3%	2	0.7%	1	0.4%	5	1.9%
	その他	5	1.5%	4	1.2%	5	1.8%	4	1.5%	2	0.8%
		計	9	2.8%	7	2.1%	9	3.3%	7	2.6%	13

■ 地域社会のニーズ

高校や大学の卒業を機に地方から都市圏へ流出し、18 歳人口や 22 歳人口が転出超過となる中、地域に必要な人材を育成し、卒業後の県内就職につなげる県内高等教育機関の役割は、ますます大きくなっている。

■ 地域社会の産業の状況

富山県で最も就業者数が多い産業は、第 3 次産業で全体の 6 割を占めている。全国と比較すると第 2 次産業の占める割合が高く、第 2 次産業の構成比の全国順位は富山県が 1 位となっている。また、従業者数では、「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療、福祉」が多く、特に「医療、福祉」では女性が占める割合が大きくなっている。全国と比較すると「製造業」の割合が比較的大きくなっている。（以上、県の『富山県人口未来構想（令和 7 年 2 月）』を参考に記載。）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(6) 公的資金の適正管理の状況（令和7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

補助金等の公的資金を適正に運営・管理するため、「学校法人富山国際学園科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金事務取扱規程」を整備している。補助金等の経理事務については、全ての予算執行を事務部会計課で審査・管理し、研究者が単独で予算執行できない仕組みを取っている。

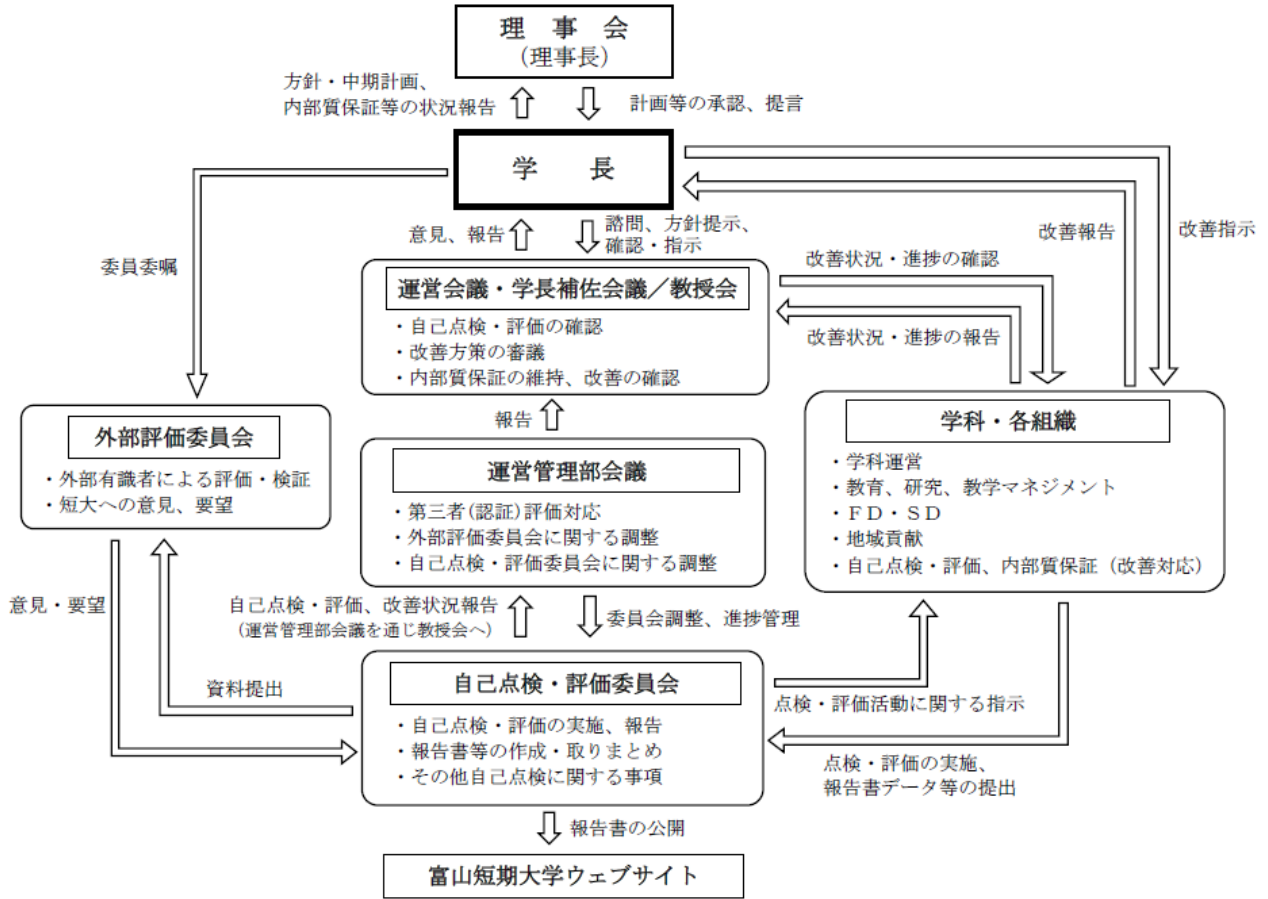
また、研究活動における不正行為等を防止するため、「学校法人富山国際学園の研究活動における不正防止に関する規程」を整備している。同規程に基づき、「富山国際大学・富山短期大学補助金等の不正防止対策の基本方針」を掲げ、最高管理責任者（理事長）、統括管理責任者（学長）、コンプライアンス推進責任者（運営管理部長）等からなる管理体制の下、想定される様々な不正発生要因に応じた「富山国際大学・富山短期大学補助金等の不正防止計画」を策定し、具体的な防止対策を講じている。特に、全教職員を対象とした研究倫理・コンプライアンス研修を毎年度実施するなど、不正防止への意識を高めるよう努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	高木 利久	（学長）
委員	宮田 徹	（副学長・戦略企画部長）
委員	藤本 治男	（事務部長）
委員	竹内 弘幸	（運営管理部長・食物栄養学科長・専攻科長）
委員	森井泉 仁	（教育研究部長・入試センター長）
委員	石動 瑞代	（総合学務センター長）
委員	関 好博	（付属図書館長）
委員	四杉 昭康	（幼児教育学科長）
委員	東野 善男	（経営情報学科長）
委員	井上 理絵	（健康福祉学科長）
委員	奥野 勝太	（健康支援センター長）
委員	杉原 栄	（キャリア支援センター長）
委員	大森 聡	（地域連携センター長）
委員	明柴 聡史	（ボランティア支援センター長）
委員	小西 孝史	（情報センター長・IRセンター長）
委員	高木 綾子	（広報センター長）
委員	金岡 徹雄	（事務部次長・総務課長）
委員	佐藤 永一	（会計課長）
委員	山田 太郎	（学務課長（教務担当・入試担当））
委員	吉村 康成	（学務課長（学生支援担当））

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和 10（2028）年度の認証受審に向け、一般財団法人大学・短期大学基準協会の基準（テーマ／区分／基準／観点）の確認を行い、今回（令和 7（2025）年度）から、同協会指定の様式に準じた形での点検・評価と報告書の作成を行うよう見直しを行ったところである。

点検・評価活動は、各学科・専攻科と部署（各室課・センター）単位で行い、各学科・専攻科については個別に報告書の作成を行っているほか、本書の執筆にあたっては、基準／観点ごとに担当部署の割り当てを行い、事務職員が中心となって全学的に対応している。

点検・評価結果の内容については、前述のとおり学長、副学長、各部長、附属図書館長、各学科長・専攻科長、各センター長・課長からなる自己点検・評価委員会において確認し、運営管理部会議を経て教授会に報告するとともに、改善が必要と認められるものについては、各学科・専攻科・部署において改善方策の検討を行い対応している。

また、報告書は本学ウェブサイトにおいて公表するとともに、学外有識者からなる外部評価委員会にも提出し、意見を聴いている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 7（2025）年度を中心に）

- 令和 7(2025)年 5 月 8 日(木) 自己点検・評価委員会
- 令和 6(2024)年度の自己点検・評価内容の確認について
- 令和 7(2025)年 5 月 9 日(金) 報告書のウェブサイトでの公表
- 令和 7(2025)年 5 月 29 日(木) 運営管理部会議
- 自己点検・評価の進捗状況（報告書公開完了）について
- 令和 7(2025)年 6 月 12 日(木) 教授会
- 自己点検・評価の進捗状況（報告書公開完了）について

令和 7(2025)年 10 月 9 日(木) 自己点検・評価委員会  
外部評価委員会報告資料の確認、MDASH（数理・データサイエンス・AI 教育プログラム）の申請と自己点検について

令和 7(2025)年 10 月 30 日(木) 外部評価委員会  
教育の質向上に向けた取組み、令和 6(2024)年度の自己点検・評価について

令和 7(2025)年 11 月 13 日(木) 教授会  
外部評価委員会（委員からの要望・質問等）について

令和 8(2026)年 1 月 22 日(木) 運営管理部会議  
R7 自己点検評価様式（R8 公表用）等について

令和 8(2026)年 3 月 6 日(金) 令和 7(2025)年度自己点検・評価について  
運営管理部総務課より点検・評価および報告書作成のアナウンス

令和 8(2026)年 4 月 15 日(水) 令和 7(2025)年度自己点検・評価について  
運営管理部総務課において進捗確認、作業スケジュールの確認アナウンス

令和 8(2026)年 5 月 14 日(木) 自己点検・評価委員会  
令和 7(2025)年度の自己点検・評価内容の確認、報告書作成の進捗について

令和 8(2026)年 5 月 28 日(木) 運営管理部会議  
自己点検・評価の進捗状況について

令和 8(2026)年 6 月 11 日(木) 教授会  
自己点検・評価の進捗状況について

令和 8(2026)年 6 月 11 日(木) 自己点検・評価委員会  
自己点検・評価内容の確認について

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

点検・評価の観点
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
(3) 建学の精神を学内外に表明している。
(4) 建学の精神を学内において共有している。
(5) 建学の精神を定期的に確認している。

## &lt;区分 基準 I -A-1 の現状&gt;

富山短期大学（以下、「本学」という。）が掲げる建学の精神「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を備えた人材の育成は、学校法人富山国際学園（以下、「学園」という。）の全設置校が共有するものである。「知性」は、物事を考え、理解し、判断する能力を表し、人間と他の動物とを区別する最も重要な属性である。「教養」は、人間が持つべき知識・常識と自然や文化への幅広い造詣を表し、社会で活躍するための知的基盤となる。

「個性」は、他の人とは違う、その個人にしかない性格・性質を表し、個人の社会的自立を支える。その意味で、「高い知性」「広い教養」「健全で豊かな個性」は、人間が人間らしさを発揮し、社会の中で生きていくために備えるべき重要な属性であり、教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学学則においては、この建学の精神に基づき、大学の目的を次のように掲げ、本学の教育理念等を明確に示している。

## (目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力の向上をはかるとともに、高い知性と広い教養と健全にして豊かな個性を持った地域社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

建学の精神は、全学生・教職員に配布する「学生のしおり」の表紙裏に記載し周知するとともに、本学ウェブサイトでも学内外に表明している。

また、入学式や学位記授与式における学長式辞のほか、オリエンテーション期間における学長講話（学生・教員対象）や新規採用職員研修会において、学長自ら建学の精神や本学の歴史を共有し、確認している。令和 7(2025)年度の学位記授与式における学長式辞では、「古びたお題目ではなく、この激動の現在を生き抜くためにこそ必要な、生きた力」として、建学の精神を取り上げている。

## &lt;テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題&gt;

建学の精神は本学の柱として確立し、学生、教職員に共有できている。今後とも常に建学の精神に立ち返り、教育の質の向上に努め、地域に貢献する学生を育てていく必要がある。

## &lt;テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項&gt;

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

点検・評価の観点
(1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
(4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神に基づいて、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力の向上を図るとともに、高い知性と広い教養と健全にして豊かな個性をもった、地域社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定められている。この学則第 1 条に示された教育目的に基づいて、各学科・専攻科の教育目的・目標が、学則第 2 条の 2 及び第 39 条第 2 項（専攻科）に明記されている。

(学科の目的)

第 2 条の 2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、次のとおりとする。

- (1) 食物栄養学科においては、食と健康に関する専門の知識や技術、豊かな感性や社会に奉仕する心を併せ持つ栄養士・栄養教諭並びに関連分野の人材の養成を目的として、栄養指導、給食管理など食物栄養に関する教育及び研究を行う。
- (2) 幼児教育学科においては、幼児教育と次世代育成支援に関する専門の知識や技術、豊かな感性や子どもへの深い愛情を併せ持つ幼稚園教諭・保育士並びに関連分野の人材の養成を目的として保育の理念、制度、原理、内容、方法など幼児教育に関する教育及び研究を行う。
- (3) 経営情報学科においては、自ら学び、考え、実践する能力と健康で豊かな人間性を備え、ビジネス実務に関する実践的な知識・技能と幅広い教養を活かして地域社会の発展に貢献する職業人の育成を目的として、経済・経営・会計、情報、ビジネス実務などに関する教育及び研究を行う。
- (4) 健康福祉学科においては、高齢者や障害者の尊厳とその人らしい自立生活を支援するために必要な専門の知識や技術、倫理を併せ持つ介護福祉士並びに関連分野の人材の養成を目的として、社会福祉、生活福祉、介護福祉など福祉・介護に関する教育及び研究を行う。

学則に定める各学科・専攻科の教育目的は下記のとおりである。

(専攻科の目的)

第 39 条の 2 本学の設置する専攻科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、次のとおりとする。

専攻科食物栄養専攻においては、健康と食生活に関する高度な専門の知識や技術、総合的な判断力や豊かな人間性を併せ持つ管理栄養士を目指す人材の養成を目的として、栄養指導、栄養管理などに関する教育及び研究を行う。

各学科・専攻科の教育目的・目標は、全学生及び全教職員に配布する『学生のしおり』に明記するとともに、本学ウェブサイトの「大学概要 三つの方針」でも学内外に表明している。

本学並びに各学科・専攻科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについては、次の方法で定期的に点検している。まず、全学科において卒業生の受入先企業等からのアンケート結果等のデータを踏まえた検証と自己評価を各学科で年 1 回行い、各学科の自己点検・評価報告書にまとめている。

また、本学では年に 1 回外部評価委員会を開催しているが、その委員には各学科に関連す

る業界を代表する人物に委員を委嘱している。委員会では、それぞれの立場から本学の人材養成が地域社会の要請に応じているか意見を聴取している。

経営情報学科では、インターンシップ受入先企業団体の全てに学生の取り組み姿勢の評価を依頼し、「評価票」という形で提出していただいている。これにより企業団体の要請と学生の現状を把握し、学生指導の参考としている

**[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]**

<b>点検・評価の観点</b>
(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
(2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
(3) 学習成果を学内外に表明している。
(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

本学は、学則第 1 条第 2 項の規定に基づき三つの方針、すなわち「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を定めている。

「卒業認定・学位授与の方針」の中で、次の「5 つの力」を身につけることを全学的な教育目標としている。

- 1 実践の土台となる「専門的知識・技能」
- 2 実践を支える「思考力・判断力・表現力」
- 3 生涯学び続け成長するための「主体的に学ぶ力」
- 4 他者を尊重し、多様な人々と共に共通の目標の実現に貢献できる「協働力」
- 5 健全で豊かな「人間性」

上記の「5 つの力」に対応して、「学力の三要素」を考慮した「5 つの基準」（(LO1) 知識・理解、(LO2) 技能、(LO3) 思考力・判断力・表現力、(LO4) 関心・意欲・態度、(LO5) 人間性・社会性)を設定し、この「5 つの基準」別に各学科・専攻科で、【能力基準別到達目標 (学修成果)】を明示している。令和 7 年度の内容は、下記のとおりである。

**【食物栄養学科】**

(LO1)知識・理解	専門科目群 (社会生活と健康・人体の構造と機能・食品と衛生・栄養と健康・栄養の指導・給食の運営) により、専門知識を高い水準で網羅的に修得している。
(LO2)技能	上の専門六分野やその他の関連分野に関して、専門知識だけでなく、専門技術・技法についても、幅広くかつ高いレベルで修得している。
(LO3)思考力・判断力・表現力	様々な業務上の課題等に対して、改善方法等対策を考案・判断し、解決できる。
(LO4)関心・意欲・態度	食の専門職に求められる高い専門性・問題解決能力を主体的に学ぶ姿勢を保持し、使命感と責任感を持って自律的な行動ができる。
(LO5)人間性・社会性	多様な人々と協働して働くために必要な実務能力や社会性を有し、豊かな感性・人間性を備えている。

**【幼児教育学科】**

(LO1)知識・理解	保育の本質と目的を理解し、子どもや家庭、保育の内容や方法についての専門的知識を身につけている。また、専門的知識を支える教養を身につけている。
------------	--

(LO2)技能	子どもの発達支援に必要な、保育展開のための技術、教材活用のための技術、環境構成のための技術、特別支援のための技術、および家庭支援に必要な技術を身につけている。
(LO3)思考力・判断力・表現力	学修した知識・技術を総合して、保育・子育て支援の実践的な展開や課題の解決を図ることができる。
(LO4)関心・意欲・態度	自分で目標を設定し、チャレンジ精神・持続力・自己肯定感を持って、主体的・対話的に学び続けることができる。
(LO5)人間性・社会性	①保育者・社会の一員としての責任感・自覚を持ち、他者を尊重し、協力・協働を図ることができる。②深い愛情と豊かな感受性・共感性をもって子どもに対応することができる。

#### 【経営情報学科】

(LO1)知識・理解	社会人としての常識・マナーをわきまえ、ビジネスの現場等実社会で生きていく上で必要となる、専門分野での実践的な知識を身につけている。
(LO2)技能	ビジネスの現場で必要とされる専門技能・資格や、自らの思考・判断のプロセスを明確に伝えるための技能・表現技法等を身につけている。
(LO3)思考力・判断力・表現力	専門分野における実践的な知識・技能や研究方法を用いて、社会や組織の諸課題を自ら発見し、論理的に分析・考察し、課題解決のためのアイデアを構想し表現することができる。
(LO4)関心・意欲・態度	社会・組織における諸課題の解決に向けて、自らの感情や行動を律しながら主体的に学び続けることを通じて、社会人・職業人としての資質・能力の向上に努めることができる。
(LO5)人間性・社会性	社会・組織の一員として、独善に陥らず、多様な価値を尊重し、人の気持ちを思いやり、仲間と協力・協働して目標の実現に貢献し、社会人・職業人としての責任を果たすことができる。

#### 【健康福祉学科】

(LO1)知識・理解	人間と社会のしくみを理解するための幅広い教養を身につけている。また、福祉の基本理念・介護福祉・ソーシャルワーク・福祉ビジネスなどに関する基礎的な知識を身につけている。
(LO2)技能	人間の尊厳とその人らしい自立した生活を支援するために必要な技術・技能を身につけている。
(LO3)思考力・判断力・表現力	介護福祉やソーシャルワーク・福祉ビジネスで有効な知識・技術・倫理を統合して課題を解決するための思考・判断・表現の能力を身につけている。
(LO4)関心・意欲・態度	人や現代社会の動向に関心を向けることができる。自分のこととして課題に取り組む力を身につけている。人の幸せについて主体的に学び続けることができる。
(LO5)人間性・社会性	人種・性別・障がい等の有無に関わらず、すべての人を受容し共感できる。多様な主体と連携・協調、協働して行動することができる、健全で豊かな人間力を身につけている。

#### 【専攻科食物栄養専攻】

(LO1)知識・理解	専門科目 A 群（栄養に関する総合的な科目、人体の仕組み・食物・臨床栄養・公衆栄養・保健衛生・栄養指導に関する科目）により、個人や集団に適切に栄養管理や栄養指導を行うための高度な専門知識と理解力を修得している。
(LO2)技能	専門科目 B 群（栄養に関する演習・実習・実習科目）により、ライフステージと栄養管理の実践、疾病と栄養管理の実践を行うための技術・実践力を修得している。
(LO3)思考力・判断力・表現力	栄養学の専門的知識および技術を統合し、課題に対して必要な情報を収集・選択し、科学的視点を持って論理的に判断できる。

(LO4) 関心・意欲・態度	栄養の専門職としての誇りを持ち、意欲的に行動ができ、真摯な態度をもっている。
(LO5) 人間性・社会性	豊かな人間性、生命への尊厳や職業に対する倫理観を備え、幅広い教養を有し、栄養の専門職としての使命感と責任感をもっている。

学修成果は、『学生のしおり』及び本学ウェブサイトを通じて学内外に表明している。

各学期末には、専任教員に対して、教員が行う成績評価と学生が行う授業アンケート等に基づく学修成果の点検を求めている。その結果を所定の形式の「授業改善レポート」としてまとめ、学科長に提出することを義務付けている。

さらには、学校教育法第 108 条にある「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力」の育成に資する学修成果の獲得につながっているかも含めて、毎週 1 回程度の頻度で開催される学科（科内）会議で定期的に点検している。それらを踏まえて年度末に学科ごとに 1 年間の総括した上で、総合学務センター委員会及び教授会でも定期的に点検している。また、「富山短期大学自己点検・評価に関する委員会規程」にのっとり、毎年度、各学科・専攻科ごとに、学修成果の点検を含めた自己点検報告書の提出を義務付けている。このように様々な方法で、学修成果を定期的に点検している。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

点検・評価の観点
(1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
(2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号：平成 28 年 3 月 31 日公布）を受け、中央教育審議会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成 28 年 3 月 31 日）などを踏まえ、それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして定めている。

本学では、「三つの方針（DP・CP・AP）」を平成 24(2012)年度に策定後、見直しを行いながら、新たな卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、全学的な教育目標として「5つの力」を規定し、学修成果を明確に示している。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、学修成果の達成に必要な教育課程を体系的・系統的に編成することを明記している。そのために科目間の連携や系統性を示すナンバリングを行い、併せて科目系統図も作成している。教育内容は、2年間を通じて、各学科の教育課程の体系性に基づき、系統立てて必修科目、選択科目を適切に配置している。また、教育方法・学修方法については、卒業認定・学位授与の方針に掲げる身につけるべき「5つの力」育成のために、各学年・各学期に講義、演習、実習・実験・実技を適切に配列するとともに、すべての教科目においてアクティブ・ラーニングを取り入れた授業の展開に努めることを明記している。また、学生の「振り返り（リフレクション）」を促し、「主体的学び」へのモチベーションを高めるために、各種試験や課題・レポート、アンケート結果等を学期中にフィードバックする等の形成的評価に努めることとしている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、評価についても明記している。評価については、卒業認定・学位授与の方針に掲げる学修成果の修得状況を、「学生個人」、「学科」、「大学」の三つのレベルで把握し、多面的・総合的に評価して、授業改善、学生の個別学習指導、ひいては教学の改善に役立てるとともに、対外的に教育の質保証を担保し、説明責任を果たすための可視化に努めることとしている。

各授業科目の成績評価については、シラバスに示された学修成果別評価基準（ルーブリック）に沿って、学修成果の「5つの基準」（LO1：知識・理解、LO2：技能、LO3：思考力・判断力・表現力、LO4：関心・意欲・態度、LO5：人間性・社会性）別に、多様な手段と方法により、多面的・総合的かつ厳正に行うことを基本としている。

「学生個人」のレベルでは、各授業科目における学修成果基準別成績評価を累計して、学修成果基準別ならびに学修成果全体の実現・達成状況を確認するとともに、学期ごと及び累積の GPA を算出し、総合成績評価を行っている。加えて、毎学期末の授業アンケートによる当該授業科目に関する学修成果基準別到達度、卒業時に実施する学修行動・生活調査による学修成果基準別資質・能力の成長度を集計し、学生個人の学修成果の修得状況を多面的・総合的に評価することを目指している。

「学科」レベルの学修成果は、上記の「学生個人」レベルの学修成果の修得状況を集計して、多面的・総合的に評価することを目指している。

「大学」レベルの学修成果は、上記の「学科」レベルの学修成果の修得状況を集計して、多面的・総合的に評価することを目指している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示した目的を理解し、達成できる資質を持った入学者を求めるとし、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。具体的には、次のような人の入学を希望すると明記している。

- ・大学教育を受けるにふさわしい基礎的な知識、思考力・判断力・表現力を有している人。
- ・知性、教養を身につけ、個性豊かな人間をめざし、主体性をもって自己を高める努力をする人。
- ・積極的に他者との関わりをもち、地域社会の発展に貢献する意欲を持つ人。

このような入学者を適正に選抜するために、多様な入試方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的・総合的に評価することとしている。

三つの方針は、毎年度末に、まず各学科で見直しを行い、総合学務センター委員会及び教授会での組織的議論を重ねて策定している。

健康福祉学科では、厚生労働省により平成 30 年度に介護福祉士養成課程が 5つの観点（①チームマネジメント能力を養うための教育内容の充実、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療

の連携を踏まえた実践力の向上) から見直され、二年制養成課程では令和 3 年度入学生から実施になるため、科目を大幅に変更・整理することになった。これを受けて、健康福祉学科の三つの方針も大幅に見直しを行っている。

三つの方針を踏まえた教育活動を行うため、シラバス作成にあたっては、各科目の学修成果の記載に際し各学科の学修成果との整合性を確認したうえで、学生が獲得すべき具体的な成果の内容を記載するよう徹底している。さらに、学科長及び総合学務センター委員を通してシラバスの点検を行い、不備があれば修正を求めている。各学期末には、専任教員に対して、教員が行う成績評価と学生が行う授業アンケートを分析して、「授業改善レポート」を作成し、学科長に提出することを義務付けている。

さらに、三つの方針を踏まえた教育活動の状況及びその成果の検証、それに基づく継続的な改善の状況を各学科・専攻科で自己点検・評価を行い、報告書を自己点検・評価委員会に提出している。以上のように、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

三つの方針は、本学の「学生のしおり」「学生募集要項」「カレッジガイド」等の印刷物やウェブサイトで学内外に表明している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

各教員は、担当授業科目のシラバスや授業改善レポートの作成に真摯に取り組んでいるが、学修成果を点検するための方策については継続的に検討する必要がある。定性・定量・直接・間接等、様々な手法を用いた多様で多面的な学修成果の評価・検証と、その結果をいかに個別授業科目のみならず全学的な改善に結びつけ、教育の質を更に高めていくことを課題として取り組んでいる。

#### [テーマ 基準 I-C 社会貢献]

##### [区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

点検・評価の観点
(1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

地域・社会への貢献は、「富山短期大学地域連携センター規程」を作成し、その規程に基づき地域連携センターを設置して組織的に実施している。地域連携センターは平成 25(2013)年 9 月に、地域連携の総合窓口として地域住民、NPO、産業界、行政等と連携を深め、地域文化及び産業の振興、地域社会の活性化・発展に貢献することを目的として設置し、毎年公開講座を開講しており、本講座は地域連携センターを通じて「富山県民生涯学習カレッジ」とも連携し、地域社会に向けて積極的に案内している。また、公益社団法人富山市シルバー人材センターキャリアアップ事業、滑川福寿大学等の地元関係機関が実施している講座に講師も派遣している。令和 7(2025)年度に実施したこれら講座への参加人数は 863 名だった。

食物栄養学科では、専門職の資質向上を目的とした「公開特別講演会」を毎年開催し、県内の管理栄養士・栄養士等に最新の知見を提供している。また、令和 6(2024)年度に締結した「JA 全農とやま」との産学連携協定に基づき、継続して地場産物を活用したメニュー開

発やイベント協力等、地域の食を通じた活性化に取り組んでいる。

幼児教育学科では、以下の活動を実施して地域・社会に貢献している。

- ・富山県教育委員会委託による「アカデミック・インターンシップ」を実施した。
- ・幼児教育センターの活動として「第 52 回幼児教育研究会」を開催。年 2 回機関誌『越の子』を発行し、幼児教育をめぐる最新の課題について現場保育者と共有、富山県の保育・幼児教育の質の向上に貢献している。
- ・多くの専任教員が、県内市町村主催の保育研修会等の講師として協力した。（詳細は「富山短期大学地域連携活動年報」に記載）
- ・教員、学生、卒業生、地域、行政と協働して、地域課題の解決やボランティア活動に取り組んでいる。

経営情報学科では、企業連携プロジェクトとして企業団体より依頼のあった社内啓発用のポスターや社員募集用のチラシ等のデザイン制作を請け負っており、学生が制作した作品を納品している。例年、約 15 社の企業団体と連携しプロジェクトを推進している。

健康福祉学科は、富山県介護福祉士養成協会の会長校・事務局校として、総会、理事会、介護福祉士養成教育に関する連絡協議会等を開催したほか、『高校生のための福祉のガイド本』の編集を事務局として担当した。また、中学・高校への出前講座に複数回取り組んだ。

教職員及び学生のボランティア活動については、平成 19(2007)年に学内でボランティア支援センターを設立し、積極的に推進してきた。ボランティア活動を効率的に推進するため、早期より Web ボランティア手帳システムを構築し運用してから 18 年が経過している。本学のボランティア活動に対する取り組みは定着していると実感しているものの、令和 7(2025)年度の実績について、学生 1 人あたりの参加回数は 1 年生で 2.4 回 参加率は 73.3%、2 年生は 1.6 回 参加率は 23.4%となった。令和 6 年度と比較すると 1・2 年生とも微減となった。1 年生の参加率が 73.3%と高い水準にあるのに対し、2 年生は 23.4%と低く就活の早期化と長期化の二極化により、ボランティア活動を含む社会貢献・課外活動への参加への影響が少なからずあると感じている。活動内容は、4 学科の専門分野にとどまらず、清掃活動や農業体験、マラソンのサポートなど多岐にわたることから、幅広い興味関心があることが分かる。

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

ボランティア活動は定着しているものの、2 年生の参加率低下がみられる。就職活動の早期化・長期化等の影響も考えられることから、学生が継続的に地域・社会活動へ参加できる支援体制について検討していく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

本学は、昭和 38(1963)年の開学以来、地域に根差した高等教育機関として、各学科の専門性を活かした地域連携・社会貢献活動を継続している。公開講座、産学官連携、地域課題解決型活動、ボランティア活動等を通じて、学生と教職員が地域社会と関わる機会を積極的に創出している点が本学の特色である。

また、本学では、各学科の教育内容と地域社会のニーズを結び付けた実践的な活動を展開しており、学生が地域住民、自治体、企業、関係団体等と関わりながら学ぶ機会の充実につながっている。短期大学としての機動力を活かし、地域社会との継続的な連携・協働を推進している点も本学の特徴である。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

点検・評価の観点
(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
(6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学では、「富山短期大学自己点検・評価等に関する規程」を整備するとともに、同規程に基づく「自己点検・評価委員会」を組織し、『自己点検・評価報告書』の作成をはじめ、外部評価委員会に提出する事項等を協議している。

自己点検・評価は、学科・部署ごとに毎年度末に行い、翌年度 5～6 月頃に開催する「自己点検・評価委員会」での大学全体としての確認・取りまとめを経て、本学ウェブサイト上で『自己点検・評価報告書』の形で公表している。

また、各学科・専攻科および各部署では随時会議を開催し、全教職員が日常的に自己点検・評価活動を行うことで、教育研究活動、学生支援、事務運営等の改善に努めている。全ての組織において、教職員が執筆を分担するなど、全学的に自己点検・評価活動に参画する体制を構築している。

さらに、前述の規程に基づき「外部評価委員会」を設置し、外部有識者の意見を積極的に取り入れている。県内高等学校長や各学科の主な就職先（分野）に関わる機関・団体の長等に委員を委嘱しており、令和 7(2025)年度の構成は以下のとおりである。なお、外部評価委員会で得られた意見は、教授会で共有し、本学の改革・改善に反映させている。

<令和 7(2025)年度外部評価委員>

藤井 久丈 医療法人社団藤聖会 理事長  
 神川 康子 富山大学 名誉教授  
 甲村 亮二 公益社団法人富山県栄養士会 会長  
 江本 美紀子 富山県保育士会 会長  
 寺山 収 一般社団法人富山県経営者協会 専務理事  
 大崎 雅子 富山県老人福祉施設協議会 会長  
 宮池 秀洋 富山県立富山商業高等学校 校長  
 安川 和子 富山短期大学同窓会あやな会 会長

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

点検・評価の観点
(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
(2) 査定の手法を定期的に点検している。
(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-D-2 の現状>

本学では教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、中央教育審議会答申、厚生労働省等の関係法令等の遵守に努めている。

また、Web シラバス・システムの構築やアクティブ・ラーニングの充実による学習環境の改善に努めている。

学科の学修成果の査定は、次のような直接的評価と間接的評価の二通りの方法で行っている。

#### (1)各種の指標による直接的評価

- ① プレイスメントテスト
- ② 授業の目標到達度を査定する手段としての成績評価と GPA
- ③ 資格合格率・資格取得率
- ④ 就職率（特に、専門職への就職率）

#### (2)各種アンケートによる間接的評価

- ① 学生による「授業アンケート」
- ② 学生による卒業時の「学修行動・生活調査」
- ③ 就職先企業等からの聞き取り
- ④ 実習先・インターンシップ先指導者の評価
- ⑤ その他の第三者評価

各学科におけるプレイスメントテストの内容については、次のとおりである。食物栄養学科では、化学、生物、栄養や調理に関する計算問題にて高校での学習状況を確認するとともに、栄養学の学修に役立てている。幼児教育学科では、ピアノ等の経験者と未経験者の習熟度別にグループ分けを行い、そのあと習熟度別に授業を実施している。経営情報学科では、基礎学力を測定し、その内容を教員間で情報共有して授業の組み立ての参考としている。健康福祉学科では、主に国語力とコミュニケーション力を見ており、個別支援に活かす材料として活用している。

各授業科目の成績評価については、シラバスに示された学修成果別評価基準（ルーブリック）に沿って、学修成果の「五つの基準」（LO1：知識・理解、LO2：技能、LO3：思考力・判断力・表現力、LO4：関心・意欲・態度、LO5：人間性・社会性）別に行うことを基本としている。

また、学務課(教務担当)課において資格取得率を把握し、キャリア支援センターにおいて就職率、特に専門職への就職率等を把握し、適宜教授会で報告している。これらの情報を共有して、教職員一丸となって改善に取り組んでいる。特に食物栄養学科、幼児教育学科、健康福祉学科では、毎年ほぼ 100%の学生が関連する資格を取得し、ほとんどの学生が専門職として就職している。事務職に就職する学生が多い経営情報学科においても、近年、検定資格の合格率が上昇しており、就職率も毎年ほぼ 100%を維持している。なお、経営情報学科では、日商 PC 検定や日商簿記検定などの資格取得率を経年変化で把握することにより教育の質保証を確認している。

授業アンケートや卒業時アンケートは Web シラバス・システムを利用しているため、迅速かつ正確に集計を行うことが可能である。

評価方法、教員が行う成績評価と学生が回答する授業アンケートを比較しながら分析し、「授業改善レポート」を作成し、学科長に提出することになっている。

各学科では、週に 1 回程度の割合で学科(科内)会議を開催しており、上記の評価方法について随時協議している。その内容と成果等は、総合学務センター長がまとめ、総合学務センター委員会、教授会、FD・SD 活動等で報告するとともに毎年度末に自己点検報告書にまとめられ、この報告書内容を確認しながら授業改善を図っている。

また、年 1 回開催される外部評価委員会に学科長の出席を求め、学科の教育活動について

報告し、委員から意見を求めることにしている。このような方法により、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などは、事務局より関係文書を必ず回覧するとともに、全教職員にメール配信して確認の徹底を図り、法令を遵守している。また、共有ドライブ内に情報を保管し、いつでも確認できるようにしている。

幼児教育学科では、指定保育士養成施設指定基準にのっとり、「指定保育士養成施設自己点検表」を作成し、必要な点検を適切に実施している。

#### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学では、前述のとおり、多様な査定の手法を有しており、令和 6(2024)年度・7(2025)年度ともに FD・SD 研修を通し教職員間で情報を共有し、授業改善を図っている。ただし、学科の特性や授業形態の違いもあるため、今後も引き続き学科間、教員間での共通理解を図る手立てを考えていく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

本学では、「学修成果」に関する可視化されたデータ等（エビデンス）で PDCA サイクルを回しながら、授業改善・学修改善・教育課程の改善等を継続的に実現して、教育の「質向上」と「質保証」を図ることを目指した。具体的には、PDCA サイクルを回すためのシステム化を中心に、以下の 4 つの取組みを推進した。

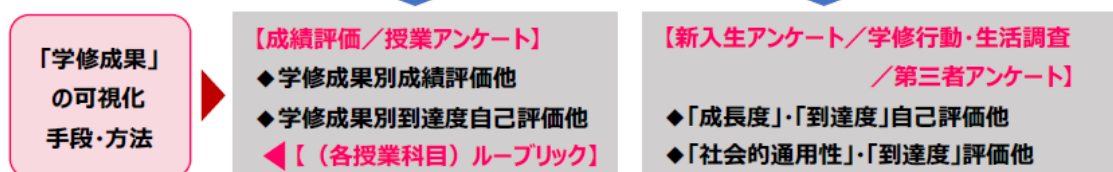
- 1 「学修成果の可視化」のためのシステムの構築
- 2 情報のフィードバック・共有のためのシステムの構築
- 3 第三者評価の PDCA サイクルへの反映
- 4 IR の推進と FD・SD を通じた教職協働による教育改善の推進

令和 7(2025)年度も学修成果の可視化のため、「三つの方針（DP・CP・AP）」の整合性を確認し、「5 つの力」に対応した「学力の三要素」を考慮した「5 つの基準」（LO1）知識・理解、（LO2）技能、（LO3）思考力・判断力・表現力、（LO4）関心・意欲・態度、（LO5）人間性・社会性を各学科・各授業科目で育成する具体的な資質・能力（学修成果）の到達度・成長度を次の方法により把握した。

- 1 教員は、Web シラバスに記載した「学修成果（LO1～LO5）別配点基準」と「ルーブリック」に従って、「学修成果（LO1～LO5）」別に各授業科目の成績評価を行う。
- 2 学生は、学期末の「授業アンケート」において、当該授業での「学修成果」の到達度を「5 つの基準」ごとに自己評価する。
- 3 ①と②により、授業科目毎ならびに学科全体（教育課程）で、「学修成果（LO1～LO5）」別の到達度を把握することが可能となり、レーダーチャート化して可視化を進める。
- 4 学生は、卒業時に実施する「学修行動・生活調査」において、「17 の具体的な資質・能力」の成長度に関する自己評価を行う。
- 5 学生は、入学時の「新入生アンケート」及び卒業時の「学修行動・生活調査」において、「17 の具体的な資質・能力」の到達度について、同年代の学生と比較した自己評価を行う。
- 6 ④と⑤により、学科全体（教育課程）で、「17 の具体的な資質・能力」別、「5 つの基準」別の成長度と到達度を把握し、グラフ化して可視化を図ることが可能になる。

これらの教員による評価、学生の「授業アンケート」における自己評価は、すべて Web シラバス・システム上で行われている。その結果、得られた様々なデータは、総合学務センター委員会、教授会で共有され、FD・SD 研修で全教員、関係職員間で確認された。

「5つの力」(全学DP)・「学修成果」の「5つの基準」・「17の具体的な資質・能力」			
(DP) 育成する人材像 身に付けるべき「5つの力」	「学修成果」の 「5つの基準」	身に付けるべき 「17の具体的な資質・能力」	「21世紀 型能力」 (NIER)
1 実践の土台となる「専門的 知識・技能」	(L01) 知識・理解	① 幅広い教養・一般常識 ② 専門分野の基礎的な知識	【基礎力】 (基礎的 リテラシー)
	(L02) 技能	③ 専門分野での実践に必要な技術・技能 ④ PCや情報機器を操作する力 ⑤ 分かりやすく伝える力・プレゼンテーション力 ⑥ 分かりやすく文章にまとめる力	
2 実践を支える「思考力・ 判断力・表現力」	(L03) 思考力・判断力・ 表現力	⑦ 問題点・課題を発見して、 論理的に問題・課題を解決できる力	【思考力】 (認知 スキル)
3 生涯学び続け成長するための 「主体的に学ぶ力」	(L04) 関心・意欲・ 態度	⑧ 自分の適性や能力を把握する力 ⑨ 自学自習する力・習慣 ⑩ 自分で目標を設定し、計画的に行動する力 ⑪ ねばり強さ・持続力・集中力 ⑫ チャレンジ精神 ⑬ 自己効力感や自信・自己肯定感	【実践力】 (社会的 リテラシー)
4 他者を尊重し多様な人々と共 に共通の目標の実現に 貢献できる「協働力」	(L05) 人間性・社会性	⑭ 多様な価値観・考えを持つ人々の理解と尊重 ⑮ 社会的責任の自覚と高い倫理観 ⑯ 地域や社会に貢献する意識	
5 健全で豊かな「人間性」		⑰ 協働して共通の目標の実現に貢献する力	



上記の方法により、授業・学修・教育課程の改善を行うための仕組み作りが充実していった。仕組みは次のとおりである。

- 1 授業ごとのアンケート結果はリアルタイムで教員にフィードバックされるため、教員の授業改善に役立っている。期末の授業アンケート結果も教員にフィードバックされ、専任教員は「授業改善レポート」を作成し、令和 7(2025)年度は特に評価の高かった授業については担当教員が FD・SD 研修会で事例発表し、各教員が授業改善の参考とした。
- 2 授業ごとのアンケート、期末の授業アンケートの集計結果は学生にもフィードバックし、「5つの基準」別成績評価と自己評価の比較表もフィードバックし、「振り返りと気づき」(リフレクション)を促している。
- 3 学科のカリキュラム・マップの自動作成機能を活用し、「学修成果」の評価結果と対比することにより、カリキュラムに関する検討が容易になった。

第三者評価をPDCAサイクルに反映させる仕組み作りとして、外部の有識者からなる「富山短期大学外部評価委員会」を設置しており、卒業生・就職先を対象とする「第三者アンケート」も実施した。

また、教育改革の実効性を高めるために、教授会後などの専任教員全員が集まる機会に専任教員全員と課長職以上と希望する職員が参加する FD・SD 研修会を開催し、情報共有の拡大と共通理解の深化に努めている。

「学修成果」の可視化及び、そのエビデンスによるPDCAサイクルを回す仕組みの基盤が構築されたものの、データ収集のあり方や業務負担など、改善すべき点が多い。教員の負担に関しては、授業改善レポートの作成対象科目を減らす(隔年等で全教科を網羅する方法への移行)等により、若干の負担軽減を図っている。学生に対しては、授業評価アンケートに

要する時間を十分に授業内に確保するなどの配慮を行っている。しかし、アンケート項目が多いことに改善を希望する声も多く、学修成果の把握と学生の負担等のバランスを考慮した対応が求められている。

#### <基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 今回の自己点検・評価の課題についての改善状況・改善計画

建学の精神については、特に課題は見当たらないが、常に建学の精神に立ち返り、引き続き地域からの評価やニーズを積極的に聴き取りながら、地域に貢献する学生を育てていく。

教育の効果については、令和7(2025)年度のFD・SD活動として、LO1～LO5で効果を上げていると思われる授業評価の高かった授業担当教員3名に、授業方法やポイントについて説明を依頼し、授業運営に関する工夫を共有し、質の向上に努めたところである。今後、先進的な他大学の取組みにも学びながら、学修成果の点検等のあり方を適宜見直していく。

社会貢献については、地域連携センターやボランティア支援センターが主体となり実施している公開講座の開講やボランティア活動の推進が地域から評価を得ているところであり、継続的にこれらの事業に取り組んでいく。

内部質保証については、「学修成果」に関する可視化されたデータ等（エビデンス）でPDCAサイクルを回す仕組みが構築されており、授業・教育課程の改善等が進み、教育の「質向上」と「質保証」の取組みが大きく進展している。本学では多様な査定の手法を有しているが、認証評価用の内部質保証ルーブリックも利用して、さらに改善に努める。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 単位授与の要件を定めている。
(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
(4) 進級判定がある場合は周知している。

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

平成 25(2013)年度に学則改正を行い、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を定めることを学則第 1 条第 2 項に明記した。

各学科・専攻科の学位授与方針は、①各学科・専攻科が育成する人材に必要な力（学科の学修成果）を身につけ、②本学の卒業要件を満たした者、に短期大学士の学位を授与する、との基本方針に基づいて定められている。この基本方針は、平成 26 年度に本学の学位授与方針として明示した。その後、平成 28 年度に、三つの方針の整合的・体系的な見直しを行い、現在に至っている。したがって、各学科・専攻科の学位授与の方針は、建学の精神と本学並びに各学科・専攻科の教育目的・目標に基づいて定められ、学修成果に対応したものとなっている。

各学科・専攻科の学位授与の方針及び学修成果は下記のとおりである。

本学の卒業要件は、学則第 12 条（卒業の要件及び課程認定）第 1 項に、「本学に 2 年以上在籍し、第 9 条（履修方法）の単位を取得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」としている。専攻科の修了要件は、学則第 39 条（専攻科）に定めている。

成績評価の基準は、学則第 11 条第 4 項（試験の成績評価）に定めている。なお、健康福祉学科で取得できる資格等の種類と要件も、『学生のしおり』にある健康福祉学科の教育課程表に明記している。

学位授与の方針並びに卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件等は、全学生及び全教職員に配布される『学生のしおり』に明記し、また本学のウェブサイトでも公開している。さらに、学期始めのオリエンテーションでは学生に詳しく説明し、また保護者懇談会、入試説明会、あるいは非常勤教員を交えた教育課程懇談会等の場においても、広く周知に努めている。

各学科・専攻科の学位授与の方針は、各学科・専攻科が育成する人材像とその人材に必要な力（学科の学修成果）に基づいて定めている。これらの人材像と必要な力（人間性・能力・スキル・資質等）は、そもそも各学科・専攻科が育成をめざす職業人・専門職が企業・機関や地域社会に貢献する上で必要不可欠なものであり、その意味で社会的通用性を踏まえたものになっている。食物栄養学科で取得可能な栄養士、幼児教育学科で取得可能な幼稚園教諭二種免許状や保育士資格、健康福祉学科で取得可能な介護福祉士（受験資格）は、いずれも国家資格であり社会的にも通用性がある。

食物栄養学科、幼児教育学科、経営情報学科では教養科目として通年で英語科目を必修にしており、国際的にも通用性のある教育課程となっている。健康福祉学科では、英語は 1 年前期のみ開講の必修科目である。また、経営情報学科では、「ビジネス英語」や「海外研修」も選択科目として設置している。さらには、「キャンパス&ホームステイプログラム」とい

う短期の海外研修プログラムへの参加を本学の授業科目の履修とみなすことにしており、海外研修を奨励する仕組みをとっている。

#### 食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針

<p><b>【食物栄養学科が育成する人材像】</b> 食物栄養学科では、以下の能力・姿勢を修得し、本学の卒業要件を満たした人に、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与します。</p> <p><b>【「育成する人材」に必要な力】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 食の専門職に必要な食と健康に関する専門知識</li> <li>② 食の専門職に必要な食と健康に関する専門技術・技法</li> <li>③ 食に関する課題の解決策を考案し判断できる能力・表現力</li> <li>④ 栄養と健康に関して生涯にわたり学ぶ姿勢</li> <li>⑤ 社会的な能力や豊かな感性</li> </ol>
---

#### 【能力基準別到達目標（学修成果）】

(LO1)知識・理解	専門科目群（社会生活と健康・人体の構造と機能・食品と衛生・栄養と健康・栄養の指導・給食の運営）により、専門知識を高い水準で網羅的に修得している。
(LO2)技能	上の専門六分野やその他の関連分野に関して、専門知識だけでなく、専門技術・技法についても、幅広くかつ高いレベルで修得している。
(LO3)思考力・判断力・表現力	様々な業務上の課題等に対して、改善方法等対策を考案・判断し、解決できる。
(LO4)関心・意欲・態度	食の専門職に求められる高い専門性・問題解決能力を主体的に学ぶ姿勢を保持し、使命感と責任感を持って自律的な行動ができる。
(LO5)人間性・社会性	多様な人々と協働して働くために必要な実務能力や社会性を有し、豊かな感性・人間性を備えている。

#### 幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針

<p><b>【幼児教育学科が育成する人材像】</b> 幼児教育学科では、本学科が目指す人材像への到達に向けて、以下の学修成果を挙げ、本学の卒業要件を満たした者に、短期大学士（保育学）の学位を授与します。</p> <p><b>【目指す人材像】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保育・幼児教育及び子育て支援についての専門的な知識と技能を有する人。</li> <li>② 子どもや子どもが育つ環境に高い関心をもち、論理的に考察するとともに適切に判断し実践する力を有する人。</li> <li>③ 信頼関係を基本とする人間関係を構築し、子どもの福祉を守る社会的使命を果たそうとする人。</li> <li>④ 子どもに対する深い愛情と豊かな感受性・共感性を備え持つ人。</li> <li>⑤ 自らを省察し、他者と協働して保育者としての資質の向上を志向する人。</li> </ol>
--

#### 【能力基準別到達目標（学修成果）】

(LO1)知識・理解	保育の本質と目的を理解し、子どもや家庭、保育の内容や方法についての専門的知識を身につけている。また、専門的知識を支える教養を身につけている。
(LO2)技能	子どもの発達支援に必要な、保育展開のための技術、教材活用のための技術、環境構成のための技術、特別支援のための技術、および家庭支援に必要な技術を身につけている。

(LO3) 思考力・判断力・表現力	学修した知識・技術を総合して、保育・子育て支援の実践的な展開や課題の解決を図ることができる。
(LO4) 関心・意欲・態度	自分で目標を設定し、チャレンジ精神・持続力・自己肯定感を持って、主体的・対話的に学び続けることができる。
(LO5) 人間性・社会性	①保育者・社会の一員としての責任と自覚を持ち、他者を尊重し、協力・協働を図ることができる。②深い愛情と豊かな感受性・共感性をもって子どもに対応することができる。

#### 経営情報学科の卒業認定・学位授与の方針

<p><b>【経営情報学科が育成する人材像】</b>  経営情報学科では、十分な学修成果を挙げて、本学科が育成する人材に必要な以下の力を身につけ、本学の卒業要件を満たした者に短期大学士（経営情報学）の学位を授与します。</p> <p><b>【「育成する人材」に必要な力】</b>  ①健康で豊かな人間性と真摯な人間関係力・協働力  ②社会常識・マナーをわきまえた、責任ある行動力  ③自ら主体的に学び、考え、実践する能力と、学び続ける姿勢  ④経済・経営、簿記・会計、情報、ビジネス実務等の実践的知識・技能と実践力</p>
---

#### 【能力基準別到達目標（学修成果）】

(LO1) 知識・理解	社会人としての常識・マナーをわきまえて、ビジネスの現場等実社会で生きていく上で必要となる、専門分野での実践的な知識を身につけている。
(LO2) 技能	ビジネスの現場で必要とされる専門技能・資格や、自らの思考・判断のプロセスを明確に伝えるための技能・表現技法等を身につけている。
(LO3) 思考力・判断力・表現力	専門分野における実践的な知識・技能や研究方法を用いて、社会や組織の諸課題を自ら発見し、論理的に分析・考察し、課題解決のためのアイデアを構想し表現することができる。
(LO4) 関心・意欲・態度	社会・組織における諸課題の解決に向けて、自らの感情や行動を律しながら主体的に学び続けることを通じて、社会人・職業人としての資質・能力の向上に努めることができる。
(LO5) 人間性・社会性	社会・組織の一員として、独善に陥らず、多様な価値を尊重し、人の気持ちを思いやり、仲間と協力・協働して目標の実現に貢献し、社会人・職業人としての責任を果たすことができる。

#### 健康福祉学科の卒業認定・学位授与の方針

<p><b>【健康福祉学科が育成する人材像】</b>  健康福祉学科では、本学科が育成する人材像の到達に向けて以下の学修成果に達し、本学の卒業要件を満たした者に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与します。</p> <p><b>【「育成する人材」に必要な力】</b>  ①高齢者・障害者などへの健康と福祉に関する専門的知識  ②人間の尊厳と自立の援助などに求められる技術・技能  ③超高齢社会における健康・福祉に関する課題を解決するための思考力・判断力・表現力  ④人の幸せについて主体的に生涯学び続ける力  ⑤すべての人に受容と共感ができる健全で豊かな人間力</p>
---

**【能力基準別到達目標（学修成果）】**

(LO1)知識・理解	人間と社会のしくみを理解するための幅広い教養を身につけている。また、福祉の基本理念・介護福祉・ソーシャルワーク・福祉ビジネスなどに関する基礎的な知識を身につけている。
(LO2)技能	人間の尊厳とその人らしい自立した生活を支援するために必要な技術・技能を身につけている。
(LO3)思考力・判断力・表現力	介護福祉やソーシャルワーク・福祉ビジネスで有効な知識・技術・倫理を統合して課題を解決するための思考・判断・表現の能力を身につけている。
(LO4)関心・意欲・態度	人や現代社会の動向に関心を向けることができる。自分のこととして課題に取り組む力を身につけている。人の幸せについて主体的に学び続けることができる。
(LO5)人間性・社会性	人種・性別・傷害等の有無に関わらず、すべての人を受容し共感できる。多様な主体と連携・協調、協働して行動することができる、健全で豊かな人間力を身につけている。

**専攻科食物栄養専攻の卒業認定・学位授与の方針**

**【専攻科食物栄養専攻が育成する人材像】**

専攻科食物栄養専攻では、短期大学卒等の栄養士を対象に、管理栄養士育成と学士（栄養学）取得を目指し、以下の能力を修得し、本学学則に定める修了要件を満たした者に、専攻科修了を認定します。

**【「育成する人材」に必要な力】**

- ① 栄養と健康に関する高度な専門知識・理解力
- ② 栄養管理の現場に即した技術・実践力
- ③ 栄養状態の分析力と栄養管理計画の立案能力
- ④ 問題を創造的に解決する能力
- ⑤ 高い職業倫理と全人的な総合力

**【能力基準別到達目標（学修成果）】**

(LO1)知識・理解	個人や集団に適切に栄養管理や栄養指導を行うための高度な専門知識と理解力を修得している。
(LO2)技能	高度な知識を基に、職務を遂行するための技術・実践力を修得している。
(LO3)思考力・判断力・表現力	栄養状態や病態を分析・把握し、適切な栄養管理計画が立案できる。
(LO4)関心・意欲・態度	自然および人間社会の現象に関心があり、意欲的に行動ができ、真摯な態度をもっている。
(LO5)人間性・社会性	栄養管理の専門職に相応しい全人的な総合力が備わっている。また、積極的に社会貢献することができる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

点検・評価の観点
(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

各学科・専攻科では、それぞれの学位授与の方針にもとづく 5 つの能力基準別到達目標（学修成果）の修得をめざして、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。この方針に基づき、【教育課程実施方針(学修方法)】と【学修成果の評価方法】を LO1～LO5 に対応させて明記している）。

学科・専攻課程の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。学則第 3 章において、「授業科目履修方法及び課程修了認定」を明記し、これに基づいて、各学科・専攻科の教育課程表を定めている）。教育課程は、大きい区分として教養科目と専門科目で構成され、資格、免許の取得、国家試験受験に必要な分野、科目を設定している。

平成 26(2014)年度から Web シラバス・システムの全学的な運用が始まったことを機に、各学科・専攻科のすべての授業科目のナンバリングを整備した。このナンバリングに基づいて、Web シラバスには、科目群ごとの科目系統図が掲載されている。これによって、学生は科目間の関連と教育課程の体系を容易に理解できるようになった。

教育課程は学修成果に対応して編成されており、各授業科目は、それぞれの学修成果に対応している。Web シラバスには、「科目の学修成果（能力基準別到達目標）」、「学修成果別・評価手段（定期試験・レポート・実習等）別配点表」、「学修成果別評価基準（ルーブリック）」を掲載することとしており、授業科目と学修成果の対応が明確に分かるようになっている。

単位数の上限については、「富山短期大学授業科目の履修に関する規程」の第 5 条の 2 で「各学期当たりの履修登録の上限は、卒業に必要な単位数（62 単位）のうち、24 単位（年間では 48 単位）とする。ただし、複数の免許・資格を取得する者は、上記の上限を超えて履修できるものとする。」と明記し、上限を設定している。

成績評価は、短期大学設置基準にのっとり、学則第 11 条に定められた成績評価基準を適用している。加えて、資格取得に関連する科目については、法令等によって成績評価基準が厳格に定められているので、それに則した成績評価を行っている。

Web シラバスには、これまでのシラバスに記載していた、①授業形式（講義・演習・実習）、②単位数、③授業の概要、④達成目標・到達目標、⑤毎回の授業内容、⑥準備学習の内容、⑦成績評価の方法・基準、⑧教科書・参考書等に加えて、①科目コード、②科目区分（「科目系統図」上の「科目群」）、③前提科目（知識）、④後継科目、⑤関連科目、⑥キーワード、⑦到達目標（科目の学修成果）、⑧学修成果（LO）別評価方法（定期試験・レポート・実習等）別配点表、⑨備考（主に、評価・採点の注釈）、⑩各回の授業内容、⑪各

回の予習内容・時間、⑫各回の復習内容・時間、⑬各回の授業アンケート、⑭ループリックを追加した。シラバスに、「科目の学修成果（能力基準別到達目標）」と、「学修成果別・評価手段（定期試験・レポート・実習等）別配点表」並びに「学修成果別評価基準（ループリック）」を掲載することによって、きめ細かな成績評価が可能になるとともに、学生にとっても成績評価基準が可視化されるため、学習効果が高まったと考えている。

本学は、通信や放送授業による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

すべての学科において、定期的に学科(科内)会議を実施しており、学生に関する情報を交換し、教育課程の点検も行っている。さらに、学科ごとで非常勤講師・兼任教員と学科教員による教育課程懇談会も年1回または隔年で実施しており、学科における教育の全体的な問題点や課題等の洗い出しを行っている。

幼児教育学科では、教育課程の見直しについては、学科会議で定期的に行うとともに、年度末に「2年生と教員による教育課程等懇談会」を開催して、学生からも意見を聴取している。専任教員以外の授業担当者に対しては、隔年で「教育課程懇談会」を設けて意見を聴取し、教育課程の改善に反映している。また、各実習の取り組み状況や課題を各担当で総括し、改善のための意見交換をしている。指定保育士養成施設指定基準にのっとり、「指定保育士養成施設自己点検表」を作成し、必要な点検を適切に実施している。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

点検・評価の観点
(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育と専門教育との関連については、Webシラバスにおいて各学科・専攻科のすべての授業科目のナンバリングを整備し、このナンバリングに基づいて、「科目系統図」によって教養教育と専門教育との区分・つながりを明確にしている。この「科目系統図」はWebシラバスにも掲載しているので、学生も容易に教養教育と専門教育との関連性を理解できるようになっている。

教養科目の中の特色ある科目として、全学共通選択科目として「現代社会と人間Ⅰ・Ⅱ」を設けている。この科目は、総合短期大学である本学の特徴を活かし、現代社会における地域課題と密接につながる「食と健康」、「子どもと保育」、「情報と経営」、「福祉と健康」（それぞれ、本学の4学科の教育内容に対応）の各分野、その他、現代社会と地域を理解する上で役立つ事柄を自らの専攻と異なる学生と共に学習することによって、地域を理解し、地域について自ら考えることができる幅広い視野と豊かな人間性を養うことを目的としている。この科目の内容・講師選定・実施方法については、毎年検討を重ね、充実を図ってきた。また、本学では、4学科共通して、英語科目、情報系科目、体育科目（講義及び実技）、教養演習または基礎演習を開講しており、英語科目では、専任教員と英語のネイティブ・スピーカーの非常勤講師が綿密な打ち合わせに基づいてシラバスを作成し、各学科の教育内容あるいは学生の関心を考慮に入れた授業を実施している。

情報系科目に関しては、全学科共通の1年次必修科目「人間と情報」については、文部科学省が推奨する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定され、情報化時代に対応した人材の育成を目指している。

体育科目に関しては、経営情報学科以外の3学科において必修科目としている。初年次教育として、大学教育に順応できる学ぶ力・意欲・姿勢を身につけさせるため、全学科の1年次に「教養演習」または「基礎演習」等の科目を設置している。

食物栄養学科では、「化学の基礎」等の自然科学系科目を専門科目（食品学総論、生化学

等)への導入として、また「情報処理演習」や「人間と情報」等の科目群を、給食管理や栄養調査のICT化に対応する実践的スキルの基礎として関連付けている。他にも、「コミュニケーション論」は給食管理校外実習で実務の現場を体験するにあたって、現場での円滑なコミュニケーションに必要な基礎スキルの涵養に役立つ講義と位置付けている。

幼児教育学科では、「基礎演習」を開講している。この授業では、幼児教育を学び研究する際に必要とされる6つの基礎力を身につけることを目標とする。基本的にはクラス別による授業であるが、一部ゼミ形式を採り入れ、インタビューや他人の紹介の仕方、情報機器操作、パワーポイントを使ったプレゼンテーションの指導も行う。この科目は「科目系統図」上、専門科目の「教育実習Ⅰ」「保育実習指導Ⅰ」と線と矢印でつながっていて、専門教育への接続が明確にされている。

経営情報学科では、ゼミ形式による「教養演習」に加えて、「大学教育と学修」というオムニバス形式による授業科目を設け、授業の受け方やノートの取り方、レポートの作成方法、文献の探し方など大学における学修の基本について学ぶ機会を提供している。また、この科目を学科全教員が担当することにより、同じ視点で学生の学修状況や質を把握することができ、専門科目の指導の参考ともなっている。健康福祉学科の「教養演習」は、社会のあらゆる出来事に興味・関心を持ち、教員との関わりを通して自発的・主体的に学習することの意義を理解することを目的とする。「聴く」「読み取る」「考える」「書く」「意見を出す」「調べる」等の能力を高めることを目標として、呉羽地域におけるフィールドワークの手法を取っている。授業は、ゼミ形式による少人数の参加型学習で進められ、各グループには学科の専任教員1名がつく。

教養教育の効果については、「授業アンケート」や「学修行動・生活調査」によって測定・評価している。また、「授業アンケート」結果をもとに「授業改善レポート」の提出を求めることで改善を進めている。

総合学務センター委員会では、教養科目のあり方について定期的に点検を行っているほか、令和7(2025)年度には、本学の今後のあり方をふまえた教育課程を検討するWG2を設置し、学科横断的な内容を整理統合する案をまとめた。その内容については、教授会にも報告し、令和9(2027)年度改訂を目指し、取り組むこととなっている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<b>点検・評価の観点</b>
(1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
(2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制については、全学科において、Webシラバスの「科目系統図」で専門教育と教養教育の関連を明確にしている。

資格取得の要件は、学則第12条第2項(幼稚園教諭二種免許)、第3項(栄養士)、第4項(保育士)、第5項(図書館の司書)、第6項(社会福祉士及び介護福祉士)、第7項(栄養教諭二種免許)に定めている。また、各教育課程表にも、資格取得に必要な単位数を明記するとともに、細則として、「栄養士養成課程履修細則」「食物栄養学科教職課程に関する履修細則」「幼児教育学科教職課程に関する履修細則」「保育士養成課程履修細則」「介護福祉士養成課程履修細則」を『学生のしおり』に明記している。

同じように、健康福祉学科で取得できる資格等の種類と要件も、『学生のしおり』にある健康福祉学科の教育課程表に明記している。

職業教育の効果の測定・評価については、Webシラバス・システムを利用した授業アンケートや学修行動・生活調査によって測定・評価している。また、「授業アンケート」結果を

もとに「授業改善レポート」の提出を求めることで改善を進めており、授業担当者は「授業改善レポート」を提出している。

また、学務課(教務担当)において資格取得率を把握し、就職支援センターにおいて就職率、特に専門職への就職率等を把握し、適宜教授会で報告している。これらの情報を共有して、教職員一丸となって改善に取り組んでいる。特に、食物栄養学科、幼児教育学科、健康福祉学科では、毎年ほぼ 100%の学生が関連する資格を取得し、ほとんどの学生が専門職に就職している。事務職に就職する学生が多い経営情報学科においても、パソコン関係の基本的な資格は 9 割以上の学生が取得しており、就職率も毎年ほぼ 100%を維持している。

また、全学科において卒業生の受入先企業等に対してアンケートを行い、その結果を踏まえた検証と自己評価を各学科で年 1 回行い、各学科の自己点検・評価報告書にまとめている。

食物栄養学科では、学内での調理実習や給食経営管理実習に加え、病院や福祉施設等での「給食管理校外実習」を通じて、現場の実際を体験的に学ぶ職業教育体制を確立している。学内での調理実習や給食経営管理実習に加え、病院や福祉施設等での「給食管理校外実習」を通じて、現場の実際を体験的に学ぶ職業教育体制を確立している。

幼児教育学科では、教育実習及び保育実習終了後に、定期的に実習先の指導の方との「実習懇談会」を設け、保育者に必要な資質能力についての意見を聴取し、授業の見直しを図っている。今年度は保育実習 I に関する実習懇談会を実施した。

経営情報学科では、例年、夏季休暇を利用し企業団体(約 50)のインターンシップに 1 年生のほぼ全員が参加して 5 日間～10 日間就業体験を行っている。更に 12 月にはその成果をプレゼンする学内発表会も実施し、体験の情報共有とプレゼン力の養成を図っている。また、企業団体から参加学生の評価票を頂き学科教員で共有し、就職指導等にも活用している。

健康福祉学科では、介護実習の評価を、実習指導者による評価表と学科教員による評価にて行っている。実習内容の確認は各自の「実習記録」と「経験録」にて行っている。実習後には事後レポートを作成し、事後報告会を開いて実習の成果や今後の課題を振り返る時間を持っている。卒業までに 5 回ある介護実習のうち 4 回は実習報告集を、残り 1 回はケーススタディのまとめを作成し、広い視点から実習での学びや気づきをふりかえるとともに、他の学生からの質問や感想、教員からの助言を受ける機会を設定している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教養教育については、短期大学で修学期間が短いこと、および資格取得のために専門教育の充実を重視する結果、どうしても充実をはかりにくい状況にある。しかしながら、この教養教育こそが同じ 2 年間の修学期間である専門学校との大きな違いであり、短期大学の特長でもあるため、専門学校との差別化を図る重要な教育プログラムである。そのため、本学の教養教育のあるべき姿について、教職員の共通理解を図ることが重要である。

学生の卒業後評価への取り組みについては、毎年多大な時間をかけて「卒業生の事業所・企業等就職先訪問」とその報告書作成を行っている。報告書は学科内だけではなく、キャリア支援センター委員会等でも共有され、学生のキャリア支援に活用している。ただし、得られたデータや採用に関する具体的な情報等を、キャリア教育に活かそうとすると用途が限定され、単年度指導・相談にのみ利用することが多い。活用方法に関して多角的な検討が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

全学科・専攻科において、全学生、全教員が卒業研究または特別研究に積極的に取り組み、目に見える形で成果を発表している。

食物栄養学科では、教員の指導によりテーマを定め、課題を見つけ、2 か年の学修の総まとめとして、課題解明のために調査、仮説・計画、実験、検証とプロセスを踏んで進め、論文集としてまとめている。

専攻科食物栄養専攻においても、教育課程のまとめとして「特別研究」を行い、栄養学に関する研究テーマを個々に設定し研究を行っている。専攻科の教員が学生に対し個別指導を

行い、得られた研究成果をすべての学生が学会発表を行うことで学修成果を高めている。

幼児教育学科では、「総合演習」として9つの研究分野（保育、教育、福祉、心理、健康体育、保健、音楽表現、造形表現、国際理解）に分かれて数名のグループによる、あるいは個人の卒業研究に取り組んでいる。令和7(2025)年度は22のグループに分かれて研究を進めた。その成果を1年生及び外部の参加者の前で発表するとともに、「総合演習記録集」を作成し、関係機関に配布している。

経営情報学科では、「専門演習」として、ゼミ担任の専門分野関連（経済、経営、情報、ビジネス、図書等）に分かれて、数名のグループ、或いは個人で研究に取り組み、その成果を専門演習発表会にて学科1年生や外部参加者の前で発表している。各研究テーマについては例年ウェブサイトにて公開している。

健康福祉学科では、「総合的研究」という科目で、社会福祉、介護福祉および生活福祉分野について、各自が触発されたテーマをより深く掘り下げ、呉羽地域をフィールドとして主体的な調査研究を行っている。テーマごとに専任教員が分担して個別的・継続的に指導し、研究成果を報告書にまとめ、報告会で発表している。指導教員による評価の基準を合わせるために、新たに評価シートを作成した。LO1からLO5まで10点ないし20点を割り振ったほか、発表会に10点、グループ内での協調性や協力態度に10点を充て、100点満点での評価視点を導入し、学修成果への公平性を担保した。

「卒業生の事業所・企業等就職先訪問報告書」での聴取項目に関して、5. 「卒業生の状況」については、卒業生の配属先上司（人事担当者）に対して、「1. 礼儀・基本的マナー、2. チームワーク、3. アクション、4. シンキング」の4項目を、「A. 良い、B. やや良い、C. 普通、D. やや悪い、E. 悪い」の5段階で客観的に評価してもらうように内容設定している。

また、6. 「大学に要望すること（大学で指導してほしいこと、学生に身につけてほしいこと等）」は、企業が短大生に求めるスキル、資格についての具体的な要望を聴取しており、経営情報学科においては、特に要望が高かったスキルや資格の取得に向け、学科内での指導にも有効活用されている。

こうした地道な活動があつて、例年、全学科100%近い就職率に繋がっていると考えられる。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

### 点検・評価の観点

- |                         |
|-------------------------|
| (1) 学習成果に具体性がある。        |
| (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 |
| (3) 学習成果は測定可能である。       |

### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

各学科・専攻科では、資格を取得し、その資格を活かした職業・専門職に就き、地域社会の発展に貢献する人材を育成することを目的に教育課程を編成している。従って、各学科・専攻科の教育課程の学修成果は、そうした職業・専門職で求められる能力を、LO1(知識・理解)、LO2(技能)、LO3(思考力・判断力・表現力)、LO4(関心・意欲・態度)、LO5(人間性・社会性)に整理して、それぞれ学生を主語にして「...できる」、「身につけている」といった分かり易い表現で説明しており、具体性がある。

学修成果並びに学修成果の評価基準であるルーブリックが具体的でなければ学生は理解できず、学習効果も上がらない。従って特にシラバスでは、授業内容に沿って科目の学修成果をより具体的に表現するよう、教員に文書を配布して徹底を図っている。

さらに、平成28年度以降、「学修成果」の全学的な共通のベンチマークとして、「5つの基準」に対応させた「17の具体的な資質・能力」を規定して、学修行動・生活調査を通じ

て「学修成果」の到達度・成長度を把握することにした。

各学科・専攻科の教育課程の学修成果は、2年間で達成され獲得されるように、教育課程を編成している。単位の修得状況、資格取得率、留年率、就職率、特に専門職への就職率等をみても、各学科・専攻科の教育課程の学修成果は達成可能で、一定期間に獲得可能であると評価している。特に、食物栄養学科、幼児教育学科、健康福祉学科では、毎年ほぼ100%の学生が関係する資格を取得し、ほとんどの学生が関連する専門職に就職している。事務職に就職する学生が多い経営情報学科においても、近年、検定資格の合格率が上昇しており、就職率も毎年ほぼ100%を維持している。

学修成果の測定に関しては、まず各授業科目の目標到達度を直接的に測る方法として、定期試験、中間試験、小テスト、レポートや作品制作等の提出課題、その他実験・実技、実習等の成績評価と、その結果であるGPAがある。成績評価については、試験の成績評価基準、卒業要件及び課程認定の要件等を、学則第3章の「授業科目履修方法及び課程修了認定」に定めている。実習科目等の場合は、毎回のレポートが量的・質的データとして測定され、実習先の評価も最終的な評価に反映させている。

さらに、学生は、入学時の「新入生アンケート」及び卒業時の「学修行動・生活調査」において、「17の具体的な資質・能力」の到達度について自己評価を行っている。これらの方法により、学修成果は測定可能である。

さらに、教員による成績評価や学生による授業アンケートは、すべてWebシラバス・システムで行われているので測定も迅速に行われ、活用方法も広まった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

点検・評価の観点
(1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
(2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
(3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けた教員の取り組みは、次のとおりである。

本学では、Webシラバス・システムを取り入れており、教員は担当科目のシラバスに「学修成果(LO1~LO5)別評価方法(定期試験・レポート・実習等)別配点表」と「ルーブリック(学修成果(LO1~LO5)別評価基準表)」を記載することになっている。この「ルーブリック」によって、教員は学修成果(LO1~LO5)別に獲得状況を評価することが可能となり、学修成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、前・後期末に全学的に実施するアンケート(年2回)によって、学生からの授業評価を受けている。アンケートは、Webシラバス・システムを利用して実施しているので、速やかに集計がなされる。教員は、授業アンケート結果をもとに授業を振り返って「授業改善レポート」を作成し、自身の授業改善に活用している。ただし、「授業改善レポート」の提出は専任教員には義務づけている。

オムニバス科目や関連領域の科目を担当する教員らによって、授業の分担だけでなく、授業の組み立てや進捗状況の確認、並びに授業の成果に関する意見交換等を適宜行っている。教育目的・目標の達成状況の把握については、卒業時に「学修行動・生活調査」を実施して把握している。この結果を踏まえ、評価を行っている。

履修及び卒業に至る指導は、主に担任、副担任やゼミ担当教員による個別面接をはじめホームルームの活用等により、学生全員の情報を確認しながら進めている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

点検・評価の観点
(1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについては、GPA 分布、単位取得状況、学位取得率、免許・資格取得状況、ルーブリック分布などを活用している。

学修成果の獲得状況を定量的に示す GPA の活用については、大学より学期ごとに保護者に学生の GPA が記載された単位修得成績表を郵送し、保護者による修学状況の把握に役立てている。また、成績不振等学生に対する早期発見・早期ケア対策について、各学期の GPA が 1.5 未満又は修得単位が 10 単位以下の学生を対象にするなど、成績不振等学生の範囲の判断の基準として利用している。GPA 制度の活用については、『学生のしおり』にも記載して学生にも周知している。

学生には、Web シラバス・システムを利用して「学生情報ファイル（SIF）」を閲覧できるようにしている。これにより、定期試験が終了した学期までの各学期の単位や GPA 等が表示される。各学科の平均値や最高値も示され、さらにはそれらがレーダーチャートでも表示されるようになっている。

また、学務課(教務担当) 課において資格取得率を把握し、就職支援センターにおいて大学編入状況、就職率、特に専門職への就職率等を適宜教授会で報告している。これらの情報を共有して、教職員一丸となって改善に取り組んでいる。

ルーブリックについては、Web シラバスでは、「学修成果（LO1～LO5）別評価方法（定期試験・レポート・実習等）別配点表」と「ルーブリック（学修成果（LO1～LO5）別評価基準表）」が掲載されている。この「ルーブリック」によって、教員は学修成果（LO1～LO5）別に採点することが可能となり、学生の個別指導を一層きめ細かく行うことができるようになっている。

学生への調査としては、授業科目レベルでは、Web シラバスで授業ごとにアンケートを実施できるようにして、学修成果の測定を日常的に行えるようにしている。そこでは、授業内容に対する理解度、興味・関心度、授業への参加度について選択式で回答してもらい、疑問点とその他感想について自由記述してもらう。学生は 3 分間程度で回答でき、教員は毎回の授業終了直前に実施できる。これによって、教員は毎回の授業内容と方法について振り返ることができ、15 回の授業全体を通じて、当該授業科目が求める学修成果、学修成果別配点、あるいはルーブリックの妥当性を点検・チェックすることが可能となる。また、2 年次当初、卒業時に行う「学修行動・生活調査」において、「17 の具体的な資質・能力」の成長度について、自己評価を行っている。これも、学生への学修支援等に活用している。

学生の「授業アンケート」結果や「学修行動・生活調査」結果は、分析した上でウェブサイトでも公開している。また、資格取得率、大学編入状況、就職率、特に専門職への就職率等もウェブサイトや「カレッジガイド」等で公表している。

文部科学省によれば、インターンシップとは「学生が在学中に自ら専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」である。本学の食物栄養学科・幼児教育学科・健康福祉学科では外部施設での実習科目の単位取得が卒業要件や資格取得要件となっていることから、インターンシップを行っていると言い換えることができる。また、経営情報学科では、1 年

次夏季休暇に「インターンシップ」を実施しており、令和 7(2025)年度は全員が参加するなど、例年、ほとんどの学生が参加している。また、その成果を学内発表会で発表し、学科教員やキャリア支援センター等と情報共有を行っている。

学生の「授業アンケート」結果や「学修行動・生活調査」結果は、分析した上でウェブサイトでも公開している。また、資格取得率、大学編入状況、就職率、特に専門職への就職率等もウェブサイトや「カレッジガイド」等で公表している。

食物栄養学科では、「栄養士実力認定試験」の成績の分布、学生自身の学期ごとの学業成果に対する自己評価（ポートフォリオ）、栄養士免許取得率や専門職就職率を指標として継続的に集計・分析している。また、包丁技術の進捗や実習記録などを通じ、質的な成長も確認している。こうしたデータは学科会議等において、カリキュラムの妥当性の検証や、次年度の授業計画（シラバス）の改善、個別履修指導の強化に活用している。

幼児教育学科では、学生に対して、学期ごとに「履修カルテ」を記入させ、学生自身にも学修成果を確認させている。

経営情報学科では、インターンシップ受入先企業団体の学生評価（「評価票」）については、ゼミ担任が閲覧できるよう学科共有ドライブに保存し、学生から希望があった場合にはパソコン画面で確認できるように電子ファイル化をしている。また、「ビジネス実務演習Ⅱ」の授業では、企業団体による学生評価の主だった「良い点」「悪い点」を学生に還元するようにしている。

健康福祉学科では、介護福祉士資格を目指す学生が全員、介護福祉士の国家試験を受験している。そのため、2年次から国家試験対策のための科目「介護福祉総合演習」を置いて受験に備えている。国家試験が導入されて以来、全国の養成校における平均合格率を上回る高い合格率を維持し続けている。その他にも、ケアクラーク、介護予防運動トレーナー、ウォーキングトレーナー、福祉住環境コーディネーター、スマート介護士等においても合格者を出している。介護福祉分野のみならず、福祉ビジネス分野の学生も就職率 100%を達成している。

地域社会に有為な人材を輩出することを使命とする本学にとって、就職した卒業生に対する職場での評価は、学修成果ひいては本学の教育の成果を客観的に測る極めて重要な物差しである。そもそも建学の精神から、企業や社会が求める人材を育成することなくして本学の存立の意味はない。

このような考えに基づいて本学では以前から、必要に応じて卒業生の就職先に各学科・専攻科の教員が訪問し、人事担当者から卒業生に対する評価や、就職先が本学に期待・要望すること等を聴取してきた。平成 25(2013)年度（同年 3 月卒業生）からは、全学科共通の「本学卒業生の事業所・企業等就職先訪問報告書」を作成し、共通項目で聴取内容を整理できるようにしている。

「報告書」の卒業生評価項目は、次の 5 つ（5 段階評価）である。

- ① 礼儀・基本的マナー
- ② チームワーク[チームで働く力](コミュニケーション能力、協調性等)
- ③ アクション[前に踏み出す力]（意欲、行動力等）
- ④ シンキング[考え抜く力]（課題発見、解決力等）
- ⑤ その他、上司・指導者のコメント等

このほかに、「大学に要望すること（大学で指導してほしいこと、学生に身に付けてほしいこと等）」、「来年度の求人について」「卒業生からの声」の 3 項目を聴取している。

この「報告書」は各学科・専攻科で集計・分析して、教育課程や教育内容・方法の改善に役立てるとともに、キャリア支援センター委員会に報告され情報の共有に努めている。

また、各学科・専攻科では実習先・インターンシップ先への訪問とアンケート調査も行っており、教育改善に関する有意義な意見を得る機会となっている。

令和 7(2025)年度は、学科の教員による就職先訪問やアンケート送付により、就職した 4 学科の卒業生の 77.3%（就職者 225 人中 174 人が回答）について就職先から意見を聴取し

た。

県内就職率が毎年 95%前後と極めて高い本学においては、キャリア支援センターと各社人事担当者の採用方針に関する情報の共有は、双方のミスマッチ低減の効果も期待でき、例年、全学科就職率が 100%近くを達成するうえでの有益な方策にもなっている。

各学科ではキャリア支援センター主体の進路ガイダンスを開催し、就職関連の指導の他、経営情報学科では「専門演習 I・II」の中で、各企業の採用方針や求める人物像に関連した指導等に生かされている。

[区分 基準 II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

点検・評価の観点
(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準 II-B-4 の現状>

基準 B-3 と同じ

<テーマ 基準 II-B 学習成果の課題>

教養教育については、短期大学で修学期間が短いこと、および資格取得のために専門教育の充実を重視する結果、どうしても充実を図りにくい状況にある。本学の教養教育のあるべき姿について、教職員の共通理解を図ることが重要である。

専攻科食物栄養専攻においては、学生が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位の申請を行っているが、学位取得をより円滑に進めるために、本学専攻科として学位審査の一部を行える「特例適用専攻科」に認定される必要がある。そのためには、学修の総まとめ科目である「特別研究」を担当する教員のさらなる研究業績が必要である。

学生の卒業後評価への取り組みについては、毎年多大な時間をかけて「卒業生の事業所・企業等就職先訪問」とその報告書作成を行っている。報告書は学科内だけではなく、キャリア支援センター委員会等でも共有され、学生のキャリア支援に活用している。

<テーマ 基準 II-B 学習成果の特記事項>

全学科・専攻科において、全学生、全教員が卒業研究または特別研究に積極的に取り組み、目に見える形で成果を発表している。

食物栄養学科では、教員の指導によりテーマを定め、課題を見つけ、2 か年の学修の総まとめとして、課題解明のために調査、仮説・計画、実験、検証とプロセスを踏んで進め、論文集としてまとめている。

専攻科食物栄養専攻においても、教育課程のまとめとして「特別研究」を行い、栄養学に関する研究テーマを個々に設定し研究を行っている。専攻科の教員が学生に対し個別指導を行い、得られた研究成果をすべての学生が学会発表を行うことで学修成果を高めている。

幼児教育学科では、「総合演習」として 9 つの研究分野（保育、教育、福祉、心理、健康体育、保健、音楽表現、造形表現、国際理解）に分かれて数名のグループによる、あるいは個人の卒業研究に取り組んでいる。令和 7(2025)年度は 22 のグループに分かれて研究を進めた。その成果を 1 年生及び外部の参加者の前で発表するとともに、「総合演習記録集」を作成し、関係機関に配布している。

経営情報学科では、「専門演習」として、ゼミ担任の専門分野関連（経済、経営、情報、ビジネス、図書等）に分かれて、数名のグループ、或いは個人で研究に取り組み、その成果を専門演習発表会にて学科 1 年生や外部参加者の前で発表している。各研究テーマについては例年ウェブサイトにて公開している。

健康福祉学科では、必修科目「総合的研究」を、1月下旬にある介護福祉士国家試験の受験対策を控えていることもあり、1年後期から2年前期にかけて設けている。学科の専任教員がそれぞれの専門分野に基づいたテーマを学生に示し、およそ1年をかけて学生が主体的な調査研究を行えるよう指導している。

研究成果は報告書にまとめるとともに、外部にも公開するかたちで報告会を卒業前の2月に開催している。指導教員による評価の基準を合わせるために、評価シートを使用している。LO1からLO5まで10点ないし20点を割り振ったほか、発表会に10点、グループ内での協調性や協力態度に10点を充て、100点満点での評価視点を導入し、学修成果への公平性を担保している。

「卒業生の事業所・企業等就職先訪問報告書」での聴取項目に関して、5. 「卒業生の状況」については、卒業生の配属先上司（人事担当者）に対して、「1. 礼儀・基本的マナー、2. チームワーク、3. アクション、4. シンキング」の4項目を、「A. 良い、B. やや良い、C. 普通、D. やや悪い、E. 悪い」の5段階で客観的に評価してもらうように内容設定している。

また、6. 「大学に要望すること（大学で指導してほしいこと、学生に身につけてほしいこと等）」は、企業が短大生に求めるスキル、資格についての具体的な要望を聴取しており、経営情報学科においては、特に要望が高かったスキルや資格の取得に向け、学科内での指導にも有効活用されている。

こうした地道な活動があつて、例年、全学科100%近い就職率に繋がっていると考えられる。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

点検・評価の観点
(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
(6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおり明記している。

## ●本学の方針

富山短期大学は、昭和 38 年、富山女子短期大学として創立以来、「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性を備えた人材の育成」を教育理念としてきました。

地域社会への貢献を社会的使命とする本学では、時代の要請に応えるべく、各分野でのスペシャリストの養成をめざしています。

この教育理念・教育目標に基づき、本学では、卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を希望します。

- ・大学教育を受けるにふさわしい思考力・判断力・表現力を有している人。
- ・知性、教養を身につけ、個性豊かな人間をめざし、主体性をもって自己を高める努力をする人。
- ・積極的に他者との関わりをもち、地域社会の発展に貢献する意欲を持つ人。

本学ではこのような入学者を適正に選抜するために、多様な入試方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的・総合的に評価します。

上記の内容は、各学科・専攻科で定める学修成果の 5 つの基準（LO1：知識・理解、LO2：技能、LO3：思考力・判断力・表現力、LO4：関心・意欲・態度、LO5：人間性・社会性）に対応している。

入学者受入れの方針については、『学生募集要項』に明確に示している。『学生募集要項』には、本学の方針とともに、各学科・専攻科の入学者受入れの方針を明示している。

各学科・専攻科の入学者受入れの方針では、各学科・専攻科の【求める人物像】、【高等学校で習得してほしい内容】、【求める資質・能力】、【入学者選抜における評価方法】を明記している。【高等学校で習得してほしい内容】については、「何をどの程度学んできてほしいか」について具体的に明記している。【入学者選抜における評価方法】については、入学前の学修成果の評価について明記している。このように、入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。

入学者選抜は、「富山短期大学入学者選抜試験実施要綱」に基づいて、学校推薦型選抜（公募制・指定校制・併設校制）（A日程・B日程）、総合型選抜（自己推薦）〔学びチャレンジ型・スタンダード型〕（A日程・B日程・C日程）、一般選抜（A日程・B日程）、大学入学共通テスト利用型選抜（A日程・B日程・C日程）、総合型選抜〔社会人・学卒者等〕（A日程・B日程・C日程）の方法で実施している。各入学者選抜の方法は、各学科・専攻科の入学者受入れの方針に対応している。

学校推薦型選抜では、全学科において、作文試験と面接、評定値、調査書（高校時代の課外活動や特技等）を基にして幅広く能力を評価し、入学者受入れの方針に適合するかどうかを丁寧に判断しており、入学者受入れの方針に十分に対応した評価をしている。総合型選抜では、〔学びチャレンジ型〕と〔スタンダード型〕の 2 つの区分を設け、〔学びチャレンジ型〕は、自己推薦書や調査書に基づく書類審査と、高校時代までに力を入れて活動してきた内容や成果物として提出された『自己の学びアピール資料』、そして 30 分程度の面接で、関心・意欲・態度を特に重視して選抜している。〔スタンダード型〕は、自己推薦書や調査書に基づく書類審査と作文試験、そして 20 分程度の面接で、関心・意欲・態度を特に重視して選抜している。一般選抜と大学入学共通テスト利用型選抜では、入学者受入れの方針に対応する基礎的な学力を把握するために、指定科目を設けるとともに、調査書を重視し適正な評価につなげている。総合型選抜〔社会人・学卒者等〕では、志望理由書と作文と 30 分程度の面接で、関心・意欲・態度を特に重視して選抜している。

専攻科食物栄養専攻では、〔併設学科型〕と〔一般型〕の 2 つの区分を設け、〔併設学科型〕では、富山短期大学での成績を含めた書類審査と面接により入学前の学修成果や意欲を総合的に判断し、〔一般型〕では、書類審査、面接及び口頭試問により、入学前の学修成果

や意欲、入学後の適応能力を総合的に判断しており、入学者受入れの方針が十分反映されている。

このように、それぞれの選抜方法において重点の置き方は異なるが、いずれの学科・専攻科も入学者受入れの方針に対応している。

高大接続の観点については、従来から全入学者選抜において書類審査を行っており、調査書（評定平均値、出欠の記録、特別活動、社会参加活動、資格・特技）や活動実績書を点数化し、公正かつ適正に合否判定に活用している。また、学力の 3 要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」）も多面的・総合的に評価するよう努力している。学力の 3 要素を評価することは、募集要項にも明記している。

授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項、カレッジガイド、ウェブサイト等で明示している。

また、入学者選抜の実施においては、学内規程である「入学者選抜試験総合評価方式」を整備し、規程に基づき実施している。

入学者選抜においては、入試の準備・施行に関する業務執行の責任は入試センター長が担うが、その実施結果や特例措置の判断については、逐次学長へ報告される体制となっている。学長はこれら報告に基づき最終的な判断を下す権限を保持しており、実務責任者と緊密に連携することで、学長を頂点とした一貫性のある責任体制を構築している。

アドミッション・オフィスの整備については、入学者選抜規程にも明記しており、その機能を有するものとして入試センターを設置している。

受験に関する問い合わせについては、入試センターが窓口となり、高校、受験生及び保護者などに適切に対応している。また、本学が主催するオープンキャンパスや入試説明会等の他、業者や高校が主催する入試説明会、高校訪問、高校生や保護者の本学訪問等の機会において、受験生や保護者に十分な説明を行っている。

入学者受入れの方針を点検するにあたり、年 1 回実施している富山県内高等学校教員対象入試説明会時に、自由記述として入学者入学者受入れの方針に対する意見を聴取している。

#### [区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

点検・評価の観点
(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

#### <区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

学生募集要項において、本学全体の方針に加え、各学科・専攻科個別の方針を明確に示している。各方針では、【求める人物像】【高等学校で習得しておいてほしい内容】【求める資質・能力】【入学者選抜における評価方法】を体系的に明記した。特に、入学前の学修成果をどのように把握・評価するかを具体化し、「何をどの程度学んでくるべきか」を詳細に示すことで、受入れの基準を可視化している。

選抜区分ごとの募集人員を「学生募集要項」に明示し、各選抜方法（学校推薦型、総合型〔学びチャレンジ型・スタンダード型・社会人・学卒者等〕、一般、大学入学共通テスト利用型）が各学科の方針と密接に対応するよう設計している。高大接続の観点からは、全選抜区分において「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価することを募集要項に明記し、活動実績等の点数化による公正な合否判定を行っている。

授業料その他の納付金については、「学生募集要項」「カレッジガイド」およびウェブサイト等で詳細に公表している。

受験の問い合わせについては、「入試センター」を設置し、受験生や保護者、高等学校等

からの問い合わせに専門スタッフが適切に対応している。また、オープンキャンパスや高校訪問等の機会を通じて十分な説明を行うとともに、年 1 回、富山県内高校教員を対象とした入試説明会を実施し、当年度の入学者選抜試験の情報を伝えるとともに各種問い合わせに対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学が実施している総合型選抜は、「学びチャレンジ型」「スタンダード型」「社会人・学卒者等」の 3 つの種別があるが、高校生等を対象とする「学びチャレンジ型」と「スタンダード型」を令和 8(2026)年度に向けて実施情報や内容の見直しを図り、検討した。特に「学びチャレンジ型」については、3 年実施した結果、面接の進め方や持ち込み資料に関する明確な取り決めが必要ではないかとの意見もあり、面接時間、面接内容等も 3 学科で考え方や目安を改めて検討し、統一化を図った。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
(11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
(12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

全ての学科において、学校推薦型選抜、総合型選抜 A・B 日程での合格者を対象に、入学前指導を行っている。2 月中に 1 日登校させて、学習への心構えを身につけさせるようにしている。

食物栄養学科では、学校推薦型選抜試験合格者に対して「入学前セミナー」を実施し、入学前までの心構えを指導している。入学前セミナーでは、化学、生物、栄養や調理に関する計算問題などの課題プリントの配布や、国語表現力が身につくように推薦図書等を読んでまとめること、基本となる包丁技術について師範を見て練習することを内容としている。

幼児教育学科では、推薦入学試験合格者に対して「入学前セミナー」を実施し、ゼミ形式

で絵本の紹介・意見交換を行う機会を設けるとともに、ピアノの練習方法など入学までの心構えを指導している。

経営情報学科では事前に一般常識問題（数学、国語、英語等）に取り組んでもらい、「入学前セミナー」にて、その確認テスト、及び解説をすることで基礎学力の重要性を認識してもらい約1年後から始まる就職活動（採用試験）の心構えを指導している。

健康福祉学科でも他学科と同様に、12月までの入試での合格者に対して2月に「入学前セミナー」を実施し、12月に送付した事前課題の提出を課している。課題内容は、朝刊の社説を主な題材として、その感想ならびに自分で調べて深めた内容をレポートにまとめるものである。これは、日常業務に記録を要する介護の仕事を想定して、国語力を重視したものである。課題のふり返しとして、ミニ講義「新聞を読もう」「レポートの書き方」の2本も行っている。その他、2年生による「健康福祉学科で過ごす2年間」と「フリートーク」の時間、教員による「修学資金の案内」「一言メッセージ」を盛り込んでいる。

各学科では、例年、学外研修も実施している。

学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンスについては、クラス担任やゼミ担当教員が個別面談を行い、適宜指導している。また全学科に初年次教養科目として「教養演習」または「基礎演習」を設定しており、その中で学習の方法について指導している。

学修支援のために、『学生のしおり』などの印刷物を発行し、オリエンテーションで活用し説明している。

学習上の悩みがある学生に対しては、各学科・担任において、学習態度や課題などの提出状況、出欠状況などに関する情報共有を行い、フォローを行っている。また、健康支援センターにおいて、各学科とも連携を取りながら、随時相談対応を行うとともに、カウンセラーや学校医に繋いでサポートする体制を整えている。

基礎学力が不足する学生に対しては、各学科・専攻科の実情に応じてきめ細かな指導を行っている。幼児教育学科では、各実習に備えて、実習前に少人数で集まる場を設定し、2年生から1年生へ実習の心構えを伝え、教材紹介を行うなどしている。経営情報学科では、日商PC検定などの資格試験については、不合格者が再度挑戦しやすいように試験日の日程調整を行うことによって、不得意な学生も企業が必要としている一定スキルを習得できるよう底上げを行っている。

学修上の悩み等の相談については、クラス担任・ゼミ担当教員が中心となって対応し、きめ細かな指導・助言を行っている。教員間で情報共有が必要な場合は、学科会議において協議している。さらに、平成25(2013)年度後期より、授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるオフィスアワーを設け、学修支援体制を整えている。

学修到達度の速い学生や優秀な学生には、高いレベルの課題を与える等、個別に対応している。経営情報学科では、会計関連科目の単位を認定された者には次の学期から上位科目（2年次配当科目）の履修が認められる。また、平成26年度より入学前もしくは入学後に取得した「日商簿記検定3級以上」等の資格を、専門科目の単位として認定する制度を運用している。

留学生の受験制度は設けてはいるが、令和7(2025)年度現在、留学生は在籍していない。一方で、本学から海外への留学派遣については「キャンパス&ホームステイプログラム」という短期の海外研修プログラムへの参加を本学の授業科目の履修とみなすことにしており、海外研修を奨励する仕組みをとっている。

学修支援方策の点検については、学生が学期末に行う授業アンケートや卒業時に行う「学修行動・生活調査」の結果を分析して点検している。特に、「学修行動・生活調査」においては、「17の具体的な資質・能力」の成長度について自己評価するほか、短大生活の満足度・充実度を様々な観点から評価させ、支援方策の改善に活用している。

付属図書館では、利用者の利便性向上と事務効率化を図り、以下の取り組みを行っている。  
① 専任教員の教授職にある者を館長に任命し、常時2名の職員を配置して業務にあたっているほか、専門的職員を兼務ではあるが置いている。

- ② 大学・専門図書館システム「CARIN-i」 My Library での個人研究図書購入申請システムの導入。どこからでも購入依頼ができるように、システム化したことで、申請の簡略化に努めた。専用申込書を廃止したことにより、コスト削減と担当者 の事務負担の削減にも繋がった。
- ③ 利用者に向けた図書館利用案内、文献検索動画の公開端末があれば、いつでもどこでも図書館の利用方法を確認できる動画を短大 YouTube にて公開し、ガイダンスと学務課前カウンターにて周知している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織を整備している。

各種会議体の機能不全、意思決定の不明瞭さ、情報共有の不足などの理由から令和6(2024)年4月より大幅な組織改編を行った。

組織改編に伴い、教務入試課は、学務課（教務担当）に、学生部学生支援課は学務課（学生支援担当）に名称を変更。また、学生の情報共有及び学生サービスの更なる向上を目指すため総合学務センターと改め、個々に開催していた教務関係と学生支援関係の会議体を統合し、委員会を設置した。

学務課（学生支援担当）には、総合学務センターの他、ボランティア支援センター・キャリア支援センターがあり、各センター長の主導の下、委員会を組織し運営をおこなっている。ボランティア支援センター長は総合学務センター次長が兼務し、委員は各学科から教員1名を配置することにより学科との組織的な協力体制が確立された。

各委員会は学生を支援する上で必要となる情報の共有や、支援内容の検討・実施、事後フォロー等が円滑に実施できる体制を組んでいる。

教学面と学生支援面での対応窓口が明確化し、ワンフロア環境において相互連絡・協力体制が、学生サービスの向上に繋がっている。

学生の自治組織として学生会がある。学生会は4学科の各クラス代表者2名計14名で構成される。学生会活動は学生会役員が中心となり、大学祭等の学生会行事を、学務課（学生支援担当）と連携して企画・運営をおこなっている。また、オープンキャンパスや卒業式・

入学式等の行事にも運営補助として協力している。

クラブ・サークル活動は、現在、運動系・文化系を併せて 22 のクラブ・サークルで構成されており、どの団体も学生会のクラブ会に所属している。全学生の課外活動を保障するために設けられたトミタンアワー（毎週火曜日 5 限目 16:30~18:00）を活用し、積極的に活動を行っている。

毎年、リーダーとしての自覚を養うため、学生会役員とクラブ・サークルの長を対象に、本学教員が講師となり、リーダー研修会を 3 月に年 1 回開催している。

本学には、短大の他に併設する大学・高校及び付属幼稚園があり、主に大学生・高校生が共用で利用する学生ホール（約 400 名収容可能）と高校ホール（約 40 名収容可能）を設置している。学生ホール内には業者委託による食堂とコンビニエンスストアが常設している。また、大型スクリーンと音響装置を備えオープンキャンパスやクラブ・サークル交流会、新入生歓迎交流会などの各種イベントには、多目的ホールとして活用している。

学生ホールとは別に本学学生が給食実習用に使用する調理室に隣接するプレゼンテーションスタジオは最大 200 名程度が収容でき、12 面の大型液晶パネルと 360 度カメラ、音響装置が設置されている。プレゼンテーションスタジオは、休憩場所として利用する以外にも授業等での発表会や研修会場としても利用している。

本学には学生寮や寄宿舎はないが、県外からの入学生の受け入れや通学に時間を要する県内生のために、取引業者からの紹介により、安全・安心で快適、しかもリーズナブルな近隣の賃貸物件情報を学務課（学生支援担当）より紹介している。

学生向けに無料駐車場を用意しているが、隣接する大学も利用するため駐車スペースには限りがある。無料駐車場を利用することが出来る学生の対象は 2 年生と社会人入学生、専攻科生となっている。自家用車通学で本学の無料駐車場を希望する学生には申請書を取り受けしている。また、駐車許可証を交付する条件の一つに 1 年生の 2 月に開催する交通安全講習会の受講を義務付けし、交通安全の呼びかけをおこなっている。

1 年生や公共交通機関の利用を希望する学生のために、地元のバス会社（富山地方鉄道）への運行協力金により主要駅間と本学構内まで乗り入れする直通バスを登下校時に運行する契約を締結している。また、地域のコミュニティーバスも構内に乗り入れ可能としている。加えて併設高校が生徒用に別途契約する直通 6 路線バスも利用可能なことから、学生の通学における利便性は大幅に向上している。

令和 2(2020)年より国の高等教育の修学支援新制度が施行されたため、原則、国の新制度等を最大限に活用するという方針により、本学独自の奨学金制度の見直しを行った。本学独自の奨学金は、学資負担者の死亡等による家計の急変、若しくは風水害等の突発的な対応に備え、真にやむを得ない事情により学費納入が困難となった場合に限り、授業料の一部又は全額を免除できる内容となっている。なお、令和 7(2025)年度より修学支援新制度に多子世帯の範囲が拡充され、同年度の受給対象者は、令和 6(2024)年度より 41 人増の 94 人となり大幅増加となった。国の高等教育の修学支援新制度が創設された令和 2(2020)年度 4 月以降の過去 5 年間において、本学独自の奨学金を利用する学生はいなかった。本学は資格取得に関わる学科が多いため、外部団体の専門資格取得に関わる奨学金制度の周知に努め、利用を勧めている。

学納金納入状況等は、関係部署と学科間で情報共有し、学生や父母等に対して個別にフォローすると共に、国の高等教育の修学支援新制度等の説明会を前期・後期にそれぞれ開催している。また、学務課（学生支援担当）に相談窓口を設け、制度の活用を積極的に推進している。経済的困窮により学修を諦める学生はいなかった。

健康支援センターは、学生の健康管理や怪我等の応急処置に加えて、学生相談室も開設しており、メンタルヘルスケア、カウンセリングも行っている。学生が抱える心身面の諸問題等に関しては、カウンセラーや学校医による定期的な学生相談により、センター長と看護師、及び各学科の教員が緊密に連携を取って情報共有・個別支援を行う体制を整えている。

健康支援センターと学科協働で行っている主立った相談支援は下記のとおり。

1 持病、身体的障害を有し、学生生活に影響のある障害学生への相談支援

- 2 精神面に何らかの課題を持ち、学生生活に支障が生じた学生への相談支援
- 3 学力以外に特異的な学習障害や得意・不得意がある学生への相談支援
- 4 健康を守るための予防保健教育

学生が自由に意見や要望等を投書することができるように学生ホールに「意見箱」を設置している。「意見箱」は月 1 回定期的に学務課（学生支援担当）で開封し意見等を取り纏め、総合学務センター等で情報共有し対応策を検討している。

また、2 年生の後期に学事システムを利用し教学面と学生生活面の両方について「学修行動・生活調査」のアンケートを実施している。アンケートの集計結果は教授会等で報告されると共に、教務・学生支援に関連する内容は、総合学務センター委員会等で改善策の検討を行っている。

リカレント教育をはじめとする社会人の学び直しの機会創出が叫ばれている。高校卒業 1 年目等の若い世代ともに社会経験豊かな学生が学ぶ環境は、世代を超えた相互研鑽にも好影響であると共に、学校全体の活性化にも繋がるものと期待される。

本学でも社会人を対象とした入学試験制度（総合型選抜〔社会人・学卒者等〕）が設けられ、作文や面接試験で学ぶ意欲・目的等を確認している。

また、資格系 3 学科（栄養士・保育士・介護福祉士養成課程）は、専門実践教育訓練給付指定講座に指定されており、ポータルサイト「マナパス」でも情報公開している。

令和 6(2024)年度に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」「障がい学生支援規程」「障がい学生支援規程施行細則」を策定し、短大ウェブサイトなどで支援体制等を明確化している。支援体制としては、主に健康支援センターや学務課が授業や学生生活に関する相談窓口となり、支援に関する対応策の検討は総合学務センター長をはじめとする障がい学生支援チームで協議している。協議した支援内容は障がい学生支援委員会で報告し、対処方針が決定する。決定した方針に基づき関係部署で対応を行っている。キャンパス内には、多目的トイレや施設入口におけるスロープ、階段昇降機等の設備を設けているほか、支援対象学生が単独での対応に苦慮する箇所や時間帯については、事務職員が当番制でサポートを行うなど、支援体制を整えている。このほか、教職員を対象とした AED 講習会や身体疾患・精神障がい等を持つ学生への対応について研修会を年 1 回開催している。

本学では、長期履修制度は制度化されていない。

本学におけるボランティア活動の支援体制は、以下のとおりである。

ボランティア支援センターは、平成 19(2007)年度の文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 GP）」に採択されたことを契機に設立された。

採択に至った経緯については、地域における社会参加活動を通して学生の人間力の向上を図り、一人ひとりの「未来計画の実現」を支援するために、学習支援・課外活動支援・進路支援を一体的に位置づけ、全学的な体制で展開する学生支援の取組みであることが評価された。

これを機に、本学では「Web ボランティア手帳システム」を開発した。このシステムを活用することにより、ボランティアの募集内容の紹介、エントリーから事後フォローに至るまで、学生一人ひとりのボランティア実績を一元管理している。学外からこのシステムにアクセスし応募することも可能である。

令和 2(2020)年 4 月の事務組織再編を機にボランティア支援センターは学生部内の組織となり、令和 6(2024)年 4 月より学務課（学生支援担当）が、引き続き支援を行っている。

令和 3(2021)年度から学生の地域貢献活動の後方支援として「富山短期大学ボランティア活動等普及支援+One とともに」を開始している。この取り組みは学生の主体的な活動に対し、助成金を交付し、補助するものであり積極的に活用されている。令和 7(2025)年度は 6 団体が申請し、有意義な活動が展開された。なお、年間を通して顕著なボランティア活動を行った学生にはボランティア賞を授与するとともに「ボランティア報告集」の原稿作成をもって活動報告としている。取り纏めたボランティア報告集を全学生に共有し、学内外にも公開している。

令和 6(2024)年度のボランティア賞は個人 6 名が受賞し、令和 7(2025)年度も個人 6 名が表彰された。また、例年新生オリエンテーション時にボランティア賞を受賞した学生が活動内容をパワーポイントで発表し、ボランティアに対する考え方や地域貢献活動の意義や活動から得た学び・成長等を伝える機会を設けている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

本学では、就職支援の組織として、「キャリア支援センター」と「キャリア支援センター委員会」を整備し、教職協働で活動・支援している。委員会は、キャリア支援センター長が委員長を務め、各科就職担当教員等に加えて、キャリア支援センター職員により構成されており、就職活動の節目となる時期を中心に年間 4 回開催している。

委員会では、支援体制の充実を企図して、就職支援の年間スケジュールと各学科の就職指導計画の確認、編入学指導に関する共通理解、「卒業生の事業所・企業等就職先訪問報告書」の作成、学内就活関連行事の企画・運営の確認、各学科の就職活動の進捗状況、卒業生事業所・企業訪問で得られた新卒採用に関する情報等、進路支援の骨格と概要等に関して討議し、共通理解を図っている。

就職支援対策の一環として、毎年、「就職筆記試験対策講座」を、就職試験、特に公務員を目指す学生を対象に外部委託により、3 月に集中講座として実施している。地方公務員、公立保育士、保育教諭、栄養士、栄養教諭等を目指す学生が受講し、基礎的教養の向上に努めている。例年、公務員（公立保育士含む）合格者の多くが講座の受講生である。

また、前年度等複数名の採用実績があった企業を中心に、「学内企業説明会」を開催している。令和 7(2025)年度は、早期化に対応し、4 月、5 月に開催するとともに、個別面談を充実させるなどして学生の就職支援につなげた。特に、多様な学生の就職支援に対応するため、親、専門機関等との連携強化を図った。経営情報学科は、キャリア支援センターとの協力により、例年ほぼ 100%近い学生が内定を得ることができている。

就職活動支援オンラインサービス「キャリアタスUC」については、令和 6(2024)年度から導入し、令和 7(2025)年度より本格的な活用を開始した。これにより、学生に対する就職支援体制のさらなる強化を図った。

一方、編入学希望の学生に関しては、4 月に「編入学ガイダンス」を実施し、全学科で 14 名の合格（国公立大学 2 名含む）につなげた。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

組織改編により、学務課（教務担当）と学務課（学生支援担当）は総合学務センターとなり、利便性の向上に繋がった一方で、業務内容によっては双方に関係するものも多くあり、事務分掌上の区分だけでは対応できない場合がある。また、各学科との情報共有を含めた連携も必要不可欠となっている。引き続き、総合学務センターの委員と連携を図り、体制の強化に努めていく。

各種イベントについては参加率の低さが課題である。新型コロナウイルス感染症の影響から、多くの行事が中止や内容変更となり、行事運営のノウハウが伝承されていない点や、学生自身が中学校等で対面行事を十分に経験していない点が要因と考えられる。学生が積極的

に参加したいと思うイベントとするための工夫や仕組み作りを行うことが重要と考える。

クラブ・サークル活動においては、学生の自己成長を促すとともに、学生生活の満足度を高める重要なものと位置付けている。学生会が組織するクラブ会は毎年クラブ・サークル交流会を開催し、加入者率の増加と活動内容の充実に向けた支援を行っていく必要がある

学生食堂の学生ホールは、大学・短大・高校・幼稚園の共用スペースとなっている。施設等は短大の学務課（学生支援担当）と事務部で管理している。

混雑を避けるため、大学・短大の学生と高校生が利用する時間帯を区別しているものの、特別日課等により利用が集中してしまう状況がある。特に昼食の時間帯について、学生・生徒の双方が、利用しやすい方法や環境づくりを検討する必要がある。

通学の利便性については、本学は自家用車通学する学生向けに無料駐車場を用意している。利用に関して別途規則等を定め、年間 4 回にわたり大学・短大双方の教職員協働で駐車指導を実施し、総合学務センター委員会、教授会で報告している。駐車違反の多くは許可証の非提示や無許可駐車など、ルールを遵守しないケースが散見される。申請書を提出し駐車許可証を交付した違反学生は学務課（学生支援担当）で把握出来るため、窓口に呼び出し厳重注意をしているが、無許可駐車は学生が特定できないため、車種・ナンバー・色などの特徴を一覧表にまとめ学務課（学生支援担当）窓口及び学生ホールの掲示板に張り出している。学内の無料駐車場の許可を得ている学生が適切に使用できる環境づくりを目指し指導の強化を引き続き行っていく。

本学の地元願海寺地区を走る第三セクター鉄道（あいの風とやま鉄道）に新駅設置を要望するため、平成 24(2012)年より地元議員や地域自治会・住民等と本学園で新駅設置期成同盟会を結成し、設置に向けて活動を行ってきた。学生・生徒の利便性向上のためにも、粘り強く県・市及び鉄道会社に継続的に働きかけをしていく方針である。

本学では、経済的に厳しい学生には、国の修学支援新制度を含めた各種奨学金制度について、積極的な利用を勧めているが、学納金延納願を提出する父母等も毎期数名程度はいる。学生本人に心配を掛けまいとする父母等の心情から、家庭内の経済状況を本人に伝えないケースもある。学生の家庭内事情までは立ち入ることが出来ず、事態が深刻化する前に対処する手段を模索しているのが現状である。

健康支援の面では、近年、多様な学生への対応が増加している。守秘義務を遵守しつつも、学科・担任・カウンセラーと健康支援センター及び家族と早期から連携しながら適時適切に対応していく必要がある。メンタルケアが必要な学生も多く、カウンセリング等が利用しやすい環境づくりが必要である。適切な配慮や対応を行うためには、教職員が、性格特性や障がい等について理解を深めることが重要である。

一方、健康支援センターは、キャンパス内の併設大学の学生、短大生、附属幼稚園児と短大教職員の健康管理とカウンセラーや学校医の対応等を担っている。大学、附属幼稚園と業務内容に関して協議・調整を行っていく必要がある。

学生の意見・要望聴取であるが、過去に意見箱へ投函する際に無記名とした経緯があった。無記名としたことにより個人への誹謗中傷等が確認されたことから記名式とし、大学からの回答の有無、意見・提案の公表希望の有無について、チェック項目を追加し現在の様式に変更した。

また、学生の代表として学生会役員（現 2 年生）と次年度学生会役員（現 1 年生）が参加する「学長と語る会」と称する意見交換会を年 1 回開催している。「学長と語る会」は学生からのアンケート結果をもとに学長が学生の声を直接聞く機会を設け、今後の学校運営に活かしている。「学長と語る会」で話し合われた内容は実施報告書として全学生にメールにて配信し可視化を図っている。今後とも学生の生の声をもっと聴取できる手段や機会の創出を検討したい。

今後、外国人留学生が入学した場合、留学生の支援内容とその対応窓口などの支援体制も含めて検討する必要がある。

学生の社会的活動については、ボランティア支援センターが Web ボランティア手帳システムを活用して、ボランティア情報、エントリー状況、事前連絡、事後レポート等を一元管

理し、情報を元に本学のブログに記事をアップしている。事後レポートは指導教員等からのコメント記入項目があり、ボランティア活動を行ううえで学生の励みになっている。指導教員等の助言が学生の意欲に繋がっているため、きめ細やかな対応が必要となっている。

進路支援に関しては、就職活動支援オンラインサービス「キャリアタス UC」については、令和6(2024)年度から導入し、令和7(2025)年度には本格活用し、学生の就職活動の支援強化を図っているところである。ただ、企業・団体によっては企業・団体情報、求人票等を登録できないそれぞれの事情があり、求人票の完全ペーパーレスまではいかない。

また、多様な学生が入学してきており、特別支援を要する学生も令和7(2025)年度は急増し、結果、親等のご家族、専門機関との面談、訪問等を通しての連携協力が不可欠となってきている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

学生の在学期間において、学芸の調査研究・クラブ活動で優れた業績を修めた個人または団体、その他本学学生として他の模範となる個人又は団体を表彰する規程がある。

令和7(2025)年度は、経営情報学科2年生1名(個人)、専攻科食物栄養専攻の2年生2名(団体)、子育て支援サークルすみりーから4名(団体、2年生2名、1年生2名)が学長賞を受賞し、表彰が行われた。特に、子育て支援サークルすみりーの2名は、重要施策への参画として、こども家庭庁が推進する「こどもまんなかアクション」の学生レポーターという重責を担い、同庁の公式noteにて活動レポートを発信した。国の機関を通じての広報活動は「本学の学生が社会の課題に対し高い意識を持って取り組んでいる」ことを全国に発信する結果となった。

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 今回の自己点検・評価の課題についての改善状況・改善計画

本学も独自の形態や内容で「初年次教育」に取り組んでいるが、2年制という修学期間の短さと、職業的能力や資格・免許等の取得に向けた過密な時間割のため、十分に時間をかけた取組みを行うことは困難な状況にある。その一方で、高等教育機諮り関への進学率が高くなるとともに入学者のニーズの多様化が進んでおり、初年次教育の重要性がさらに増大している。短期大学においても充実した内容の構築が課題となっていることから、毎年度の入学生の状況を見ながら対応を図るなど、長期的に検討を続けていくことが必要である。そのためにも、まず、学科ごとに初年次教育の効果を検証する方策を研究したい。その上で、情報共有を図って改善を進めていきたい。

本学では教養教育も重視しており、全学共通選択科目として「現代社会と人間Ⅰ・Ⅱ」を設置している。この科目の内容については、WG2(ワーキンググループ2)において検討し、充実を図っている。また、令和6(2024)年度に文部科学省が推奨する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)」に認定された「人間と情報」を全学科共通で1年次必修科目に位置づけ、情報教育にも力を入れている。今年度経営情報学科選択科目である「データ科学実践」についても応用基礎レベルの認定を受けた。

食物栄養学科では、学科オリエンテーション等を活用し、卒業生が達成した成果(資格取得率や専門職への定着状況など)を在校生に具体的に提示する。自身の学びの進捗が、将来の専門職としての資質にどう結びついているかを再認識させる機会を設ける。

幼児教育学科では、「履修カルテ」の内容・表記の仕方等の見直しを図り、学生・教員共に活用しやすいものに改善しているところであり、今後も改善を重ねていく。

経営情報学科では、今後も「大学教育と学修」の取組を継続し、シラバスの学生コメント等を教育内容の改善に反映させながら、教養と社会人基礎力を備えた人材の育成を図っていく。

健康福祉学科では、卒業前の2月に2年生全員参加で行う「学生との教育課程懇談会」で、2年間の学生生活をふり返ってもらい、学生からの率直な意見や要望、提案を聴取する機会

にしている。そこでの声と学生の授業評価アンケートの結果、ならびに卒業前の学修行動アンケートの結果をもとに、必要な学生支援や不足していた関りを学科の会議などの場で洗い出し、多くの学生から納得と満足が得られるよう改善に努めている。

学生の生活支援に関する改善計画は、以下のとおりである。

生活支援のための組織に関しては、業務の迅速化・簡略化を含め組織間の連携強化を進め、安定した支援体制を構築する。

学生会における諸活動の在り方を工夫し、より満足度を高める取り組みを目指す。開学60周年を終え、さらなる学生会組織の活性化、クラブ・サークル活動の充実を図るための支援を引き続き行う。

宿舍が必要な学生に対しては、大学周辺よりも生活利便性の高い地域での賃貸を希望するなど、多様な学生のニーズをふまえて、広く賃貸物件の情報を確認し、安全かつ安心な情報開示に努める。

通学の利便性については、第三セクター鉄道（あいの風とやま鉄道）の願海寺新駅設置に向けて活動を継続していく。

経済的支援に関しては、経済的な支援を必要としている学生の情報を各学科と関係部署間で情報共有し、今まで以上に緊密な体制作りを行う。

障がい学生支援については、障がい学生支援チームを中心にますます多様化する学生に対し、迅速に対応できる体制作りを構築する。

学生の意見・要望聴取に関しては、意見箱や全学生を対象としたアンケートを年1回実施し、幅広く意見を求め、関係部署と連携しながら可能な限り要望に応える。

留学生支援に関しては、今後、外国人留学生が入学した場合を考え、留学生支援の方法や内容等について、他大学の状況も聴取するなど研究していく。

社会人学生への支援として、長期履修支援制度や受講方法の工夫など、学びやすい環境のあり方を研究していく。

社会的活動の面では、地域課題解を意識した教職学協働のボランティア活動を含め、全学的に積極的な推進を図り、参加率のアップを目指す。

進路支援に関しては、内定取得の進捗状況をみながら、学内企業説明会を適宜企画・開催してきたが、多様な学生の実態を踏まえ、個別面接や関係機関との連携協力の充実を一層推進し、学生の就職活動への意欲・取組みが継続するように支援できる体制を維持する必要がある。また、卒業後も必要な学生に対しては、就職支援を継続できるようウェブサイト上で相談窓口を設けたり、専門機関を紹介したりするなどしている。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

点検・評価の観点
(1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
(2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
(4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
(5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

## &lt;区分 基準Ⅲ-A-1 の現状&gt;

「学校法人富山国際学園職員組織規程」において、本学教育職員として教授、准教授、講師、助教、助手の職位・職務を定めるとともに、専攻科長及び学科長、学級担任等を置くこととし、必要な教員を配置している。専任教員の人数は、短期大学設置基準や各学科・専攻科に該当する関係法令等に定める教員数・教授の数を充足している。

専任教員と非常勤講師（兼任・兼担）は、教育課程編成・実施の方針を踏まえ、以下のとおり各規程に基づき採用し、配置している。

専任教員の採用にあたっては、「富山短期大学教員選考規程」において、短期大学設置基準に準拠した職位ごとの資格要件を明示しつつ、教育研究業績等とあわせて「本学及び該当学科の目的並びに教育方針を理解し、その実践に貢献できる」等の観点から、厳正に評価・審査を行っている。現在本学に在籍する専任教員の職位は、本学ウェブサイトで公開している「教員個人調書」に明記されている真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等のとおり、ふさわしいものとなっており、短期大学設置基準の規定を充足している。

非常勤講師の採用にあたっては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用し、「専任教授、准教授及び講師のいずれかの資格基準に該当する者」または「ある分野において、専任教授、准教授及び講師と同等以上の学識経験がある者で、かつ教育研究上の指導能力があると認められる者」を委嘱基準としており、教授会での選考を経て学長が委嘱を決定している。

なお、指導補助者という職位は設けていないが、学科によりその教育課程の実現のために実習助手を置いており、指導を補助する役割も担わせている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

点検・評価の観点
(1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
(2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
(3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。

(4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
(5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
(6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
(7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、担当科目の授業を中心とした教育活動を行うとともに、関連する分野の学会等に所属し、専門分野の図書・紀要・雑誌等に投稿するとともに、学会での研究成果発表等を行っている。また、科学研究費や他団体（財団等）の助成金に申請し、その成果を授業、本学ウェブサイトで発信するなど、積極的に教育への反映を行っている。

<令和 7(2025)年度における外部研究費等の獲得状況> ※職位は R7 時点

	研究種目	研究者名（所属学科・職位）	研究課題
科学研究費補助金	基盤研究 C	藤田 恭輔 [代表者] (食物栄養学科・准教授)	廃用性筋萎縮に対する α-リノレン酸の予防・治療効果の解明
	基盤研究 C	宮田 徹 [代表者] (幼児教育学科・副学長)	市民性の基盤を育む保育の提案を向けた研究
	基盤研究 C	小平 達夫 [代表者] (健康福祉学科・教授)	e ツーリズムにおける XR の可能性と課題、機会の喪失と平等に関する超学域的研究

	資金名等	研究者名（所属学科・職位）	研究課題
その他の外部研究資金	富山第一銀行奨学財団研究助成金	小平 達夫 [代表者] (健康福祉学科・教授)	日本人介護福祉士による海外越境学習の研究 -外国人介護人材育成の取組より-
		春名 亮 [代表者] (経営情報学科・准教授)	大学間連携による数理・データ科学・AI 教育の推進
		竹内 弘幸 [代表者] (食物栄養学科・教授)	エゴマ葉に含まれるマスリン酸の脂質代謝改善作用について

また、「富山短期大学倫理綱領」のほか、「学校法人富山国際学園の研究活動における不正防止に関する規程」を整備している。同規程に基づき、「補助金等の不正防止対策の基本方針」と「不正防止計画」を策定し、具体的な防止対策を講じている。特に、全教職員を対象とした研究倫理・コンプライアンス研修を毎年度実施している。

専任教員が研究成果を発表する機会として、『富山短期大学紀要』を年 1 回発行している。投稿希望者は、「富山短期大学紀要投稿要領」に従って原稿を執筆し、紀要委員会における審議を経て掲載可となった場合、原稿は電子化して「富山短期大学リポジトリ」にて公開される。令和 7(2025)年度は、論文 2 編(幼児教育学科 2 編)、資料 1 編(幼児教育学科 1 編)を公開した。

専任教員は、授業、授業の準備、会議以外の時間を研究、研修の時間に充てることができ、その時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する個別の規程は整備していないものの、「学校法人富山国際学園旅費規程」に基づき、外国旅行（出張）が可能となっており、専任教員は、旅行命令を通じて、海外における研究活動や国際会議への出席を行うことができる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

点検・評価の観点
(1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
(2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(3) 事務等関係諸規程を整備している。

(4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
(6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務職員等は、「学校法人富山国際学園職員の任用に関する規程」に基づき、原則公募制により、筆記試験・面接試験・経歴評定等による競争試験を経て、採用を行っている。採用後は、新規採用者研修をはじめ、情報セキュリティ研修、研究倫理・コンプライアンス研修、外部団体主催の階層別研修への参画など、多くの研修機会を設け、専門的な職能の向上に努めている。

各部署の所管業務、事務分掌、職務の権限等については、「学校法人富山国際学園職員組織規程」「学校法人富山国際学園事務組織規程」「学校法人富山国際学園事務決裁規程」等に定めている。毎年度の人事異動において、各部署の業務内容等に応じ、個人の能力や適性が十分に発揮できるよう配慮し、人員配置を行っている。

事務部署等には、それぞれ事務室を設置している。学務課（教務担当、学生支援担当、入試担当）は、教学面と学生支援面において速やかに相互連絡・協力体制が取れるように、同階の1室に集約している。各部署において、職員は一人につき1台のパソコン等の情報機器や業務に必要な備品等を整備している。

事務職員等は、各部署単位で日常的な業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行っており、令和7(2025)年度においては、生成AIを活用した業務の一部自動化（メールの自動配信）や保存期間を過ぎた過去文書の思い切った整理、業務の属人化解消に向けたGoogleカレンダーによるスケジュール記録や共有フォルダのあり方見直し等の改善を行なった。また、月に2回開催する学長補佐会議（学長、副学長、各部長、事務部課長が参加）において、「新規に取り組むべき課題」の確認を行っており、同会議においても、業務のあり方等について短大としての方針を調整することが可能となっている。

本学においては、学務情報システムである「CampusPlan」を導入し、学生の成績記録の管理を行っている。学業成績、修得単位の状況等については、個人情報に該当することから、「学校法人富山国際学園個人情報保護方針」と「富山短期大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、学生からの同意を得た上で、その適切な管理・保護に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<b>点検・評価の観点</b>
(1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
(2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学においては、全ての各部会議・センター委員会に、教員と事務職員が共に参加し、教職協働で学修成果の獲得に向けた協議や取組みを行っている。各種委員会には基本的に各学科から1~2名の教員が参加し、各学科の状況を踏まえた意見交換のほか、各学科における情報の取りまとめ、対応等を行えるようにしている。また各部・センターに事務担当部署を割り当て、委員会の事務は当該担当部署が担うと規程上も明記するなど役割分担を行っている。一部を除き部・センターの長は教員が担っており、各部・センターの事務担当部署の長（事務担当課長）との間で連絡調整を行うことにより、定例会議の機会はもとより、日常的に連携を取る体制を確保している。

教育研究活動等に係る責任については、「学校法人富山学園事務決裁規程」において、学長以下、各部長・センター長・専攻科長・学科長等の決裁事項を定め、その所在を明確にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

点検・評価の観点
(1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
(2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

本学では、教職協働による継続的な改善・改革活動の推進や、教職員の能力・資質の開発・向上を図るため、SD 活動に関し「富山短期大学スタッフ・デベロップメント推進委員会規程」を整備するとともに、「富山短期大学総合学務センター委員会規程」の審議事項の中に FD 活動に関する具体的な事項を明記している。FD・SD 研修の実施にあたっては、年度ごとに「教職員研修実施方針」を定め、実施計画を作成し、計画的に取り組んでいる。

教員の授業・教育方法に関しては、毎年度、「授業アンケート結果」をテーマとする FD 研修を実施することで、その改善を行っている。

本学において指導補助者に相当する実習助手向けの個別の規程は設けていないが、他の事務職員と同様に SD 研修の対象としているほか、FD 研修にも参加できるようにしている。

<令和 7(2025)年度の FD&SD 研修実施状況>

時期	テーマ等
4-6月	研究倫理・コンプライアンス研修（春期）
4月	令和6年度後期授業アンケート結果について
6月	授業方法の改善
8-9月	情報セキュリティ研修
9月	学園の財務状況について
9-10月	アカデミックハラスメントに関する研修
10月	高大連携セミナー「終わらぬ少子化を踏まえ、富山の大学に何ができるか？」 ※大学コンソーシアム事業
12-1月	研究倫理・コンプライアンス研修（冬期）

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
(3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
(4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関しては、「富山短期大学倫理綱領」「富山短期大学就業規則」「富山短期大学職員の勤務時間に関する規程」「富山短期大学職員服務規程」を整備しており、毎年度、諸規程の形で全教職員に対しメールにて通知・送付を行うとともに、共有ドライブにおいて共有し周知を行っている。

教職員の就業（出勤・休暇等）は、各学科の事務室において管理しているほか、毎月末に事務部総務課（給与担当）においても確認を行っており、諸規程に基づいて適正に管理している。また、教職員の健康診断やストレスチェックを年1回実施し、健康管理に努めているほか、衛生委員会も毎月開催し、職場環境改善についての意見交換等も実施している。

教職員の採用、昇任については、「富山短期大学就業規則」「富山短期大学教員選考規程」「富山短期大学教員の任期に関する規則」等に基づき、それぞれ審査委員会による厳正な審査と人事委員会・人事教授会の審議を経て、学長が推薦し理事長が決定する形式を取っており、適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学では令和 8(2026)年度学生募集において入学定員の縮小を行ったほか、令和 9(2027)年度以降の健康福祉学科の募集停止を決定するなど、定員規模の見直しを行ったところであり、今後持続可能な大学運営を目指すためにも、学生数に応じた事務組織・教員組織の規模適正化も図る必要がある。

また、限られた人的資源において、教育の質と学修成果のさらなる向上を目指すためにも、各種業務の効率化や、人材育成（FD・SD 研修）の充実に取り組む必要がある。

就業関係については、法令等に基づき、特に労働時間の把握・管理をより適切に実施するとともに、働き方改革を推進することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

上記課題を踏まえ、より効率的な運営体制や組織規模の適正化を図るため、同じ学園内の富山国際大学との間で、事務統合や委員会の合同開催等に向けた検討を進めている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

点検・評価の観点
(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
(8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
(9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
(12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
(13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学のある呉羽キャンパスは、呉羽丘陵の麓に位置し、富山国際学園の本部機能と学園の教育機関である富山国際大学（子ども育成学部）、富山国際大学附属高等学校、富山短期大学附属みどり野幼稚園を併設しており、本学の教育実現にふさわしい教育環境になっている。校地面積は約 36,951 m<sup>2</sup>、校舎面積は約 24,770 m<sup>2</sup>（本学専用面積 20,636.52 m<sup>2</sup>＋共用面積 4,133.44 m<sup>2</sup>）で、短期大学設置基準の規定を充足し、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備えている。

キャンパス内には、運動場（グラウンド）と体育館を設け、併設する大学・高校との調整を図りながら、体育の授業や、クラブ・サークル活動等に使用している。体育館のある G 館には、食堂やコンビニエンスストア、学生ホール、健康支援センター（保健室・学生相談室）といった厚生施設も設けている。

また、大学と共用している E 館内にも、飲食可能なラウンジを設けているほか、大学祭の折には屋台・テントを設置できる屋外スペースがあり、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空間を有している。

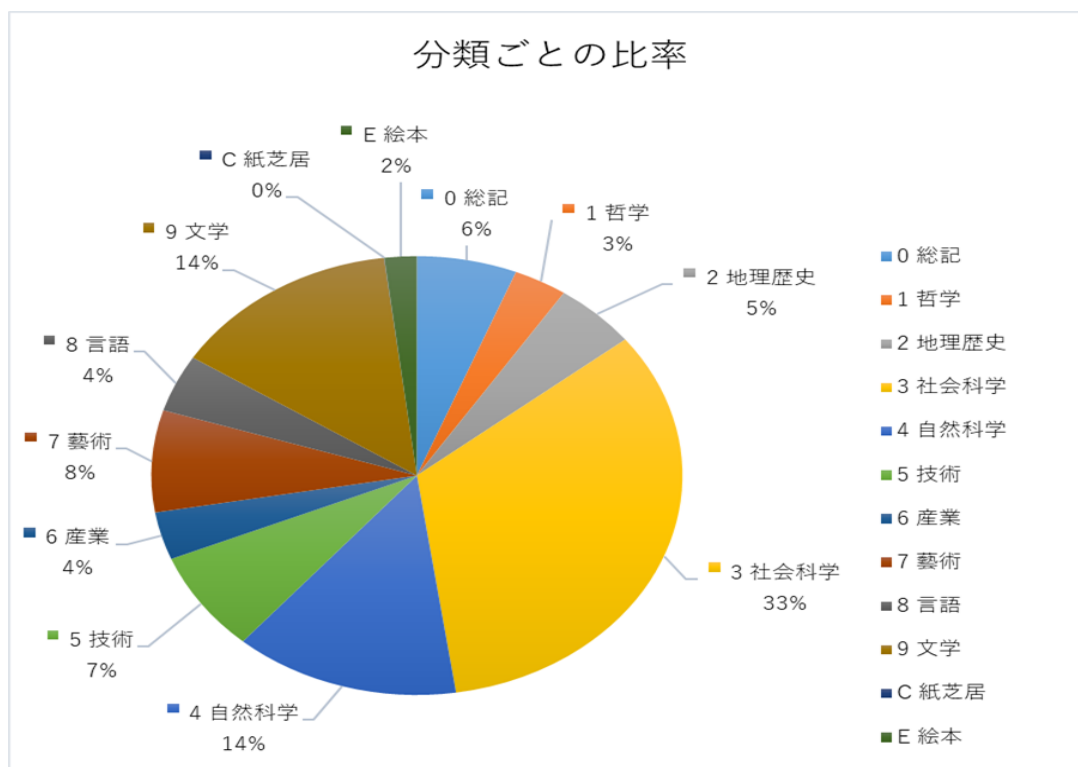
障がい者への対応については、エレベーターや階段昇降機、スロープ、多目的トイレを備え、専用駐車場を確保するなどバリアフリー化を行っている。A 館・C 館・D 館など一部の未対応箇所等については、<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>で述べたとおり、障がい学生支援委員会が中心となって方針を検討し、事務職員の当番制によるサポートを行うなど対策を講じている。

各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業が円滑にできるよう、講義室、演習室、調理実習室、理化学実験室、食品・栄養科学実験室、調理科学実験室、美術室、音楽室、キーボード室、レッスン室、小児保健実習室、コンピュータ室、介護実習室、入浴実習室等を設置し、各室において必要な機器・備品も備え、学習環境を整備している。

専任教員に対しては、一人ひとりに個人研究室を確保している。

本学の附属図書館（753.71 m<sup>2</sup>）は、92,459 冊の蔵書、338 種類の学術雑誌、1,238 点の視聴覚資料、100 席の座席を有している。令和 8(2026)年 3 月 31 日現在の分類別蔵書冊数、及び分類ごとの比率は、以下のとおりである。

【分類別蔵書冊数】（統計は 令和8年3月31日現在）			
	(単位:冊)		
分類	和書	洋書	合計
0 総記	5,695	291	5,986
1 哲学	3,124	71	3,195
2 地理歴史	4,881	48	4,929
3 社会科学	30,643	2,067	32,710
4 自然科学	12,737	758	13,495
5 技術	7,001	301	7,302
6 産業	3,253	196	3,449
7 芸術	7,032	340	7,372
8 言語	3,134	1,013	4,147
9 文学	11,192	2,558	13,750
C 紙芝居	22	0	22
E 絵本	1,899	25	1,924
合計	90,613	7,668	98,281
※システムに入力されている数(子ども育成学部の蔵書含む)			



学生用の購入図書の選定にあたっては、各学科の図書館運営委員が学科内の希望・意見を取りまとめ、図書館の承認を得た上で購入図書を決定している。選定にあたっては、授業内容に合った図書を選ぶことを基本とする。これとは別に、図書館も購入図書の選定を行っている。個人研究図書の選定は、各教員が自らの研究テーマ等に合わせて行っている。

蔵書の廃棄に関しては、予め図書館スタッフが除籍候補に挙げた図書について、リストを委員に渡し、委員から各分野に精通する教員へ除籍の確認・承認を得られたものを除籍している。雑誌に関しては、予め個別に保存期間を決め、保存期間の過ぎたものについては、各学科に必要な雑誌は譲渡し、残ったものを毎年 10 月の大学祭に「雑誌リサイクルフェア」を開催し、希望する学生や教職員を対象に譲渡している。

資料の提供に関し、紀要を富山短期大学機関リポジトリに掲載することにより、研究成果を他の短期大学図書館等へ広く発信している。また、相互貸借・文献複写を積極的に行うことで、お互いに所蔵していない資料の提供に努めている。

学内には無線 LAN を整備し、教室をはじめ、各フロアのラウンジやプレゼンテーションスタジオなど様々な場所でパソコン等を利用した授業を行える環境を整備している。また、学生の「主体的な学び」を支援することを目的に、空き教室を活用して、自学自習・協働学習のための学習環境（ラーニング・コモンズ）を提供している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

点検・評価の観点
(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

固定資産、物品（消耗品、貯蔵品等）の管理については、「学校法人富山国際学園経理規程」の中に規定しており、本規定に基づき、固定資産管理システムにより、購入・除却した固定資産の管理を適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策については、「富山短期大学危機管理規程」「富山短期大学防火管理規程」「災害対応マニュアル」を整備している。防火設備に関しては、民間業者への委託により、消防設備保守点検（年2回の定期点検）に加え年1回の防災管理点検を行っている。また、ドアや鍵の異常をはじめ設備の不具合等が発生した場合には、警備員（毎日施設巡回を実施）からの報告を受け、総務課（施設担当）と校務助手との連携により、適時速やかに対応を行っている。毎年秋には、学生及び教職員を対象とする地震訓練・火災避難訓練を所轄消防署員立会いの下実施しており、令和7(2025)年度は、富山国際大学子ども育成学部との合同訓練を行った。このほか、地震発生時の教職員等の安否確認をスムーズに行えるよう、GoogleAppScriptを用いた安否確認システムの運用を開始したところである。

外部ネットワーク（インターネット）と学内LANの間にはファイアウォールを設置し、外部からの不正侵入を遮断するセキュリティ対策を講じている。教職員および学生が利用する端末については、ウイルス対策ソフトウェアの導入を義務付けている。さらに、ウェブサイトの閲覧やメールの送受信に際しては、全て検疫用のサーバを経由してスキャンを行い、安全性が確認されたデータのみを各端末に転送する仕組みを構築することで、情報セキュリティの維持に万全を期している。また、本学のネットワークインフラに対しては、外部専門業者による脆弱性診断を毎年実施している。診断は提供サービス（HTTP、SMB、DNS等）ごとに行われ、検出された脆弱性に対しては、セキュリティパッチの適用や設定の見直しを迅速に行うことで、継続的な安全性の向上を図っている。

省エネルギー対策としては、特に夏季及び冬季における節電を実施するため、電力量をデマンド監視装置で監視するとともに、全教職員に対して、設定温度の目安や不使用教室の空調の切断等の留意事項を通知し、呼びかけを行っている。また、年間を通じたクールビズやウォームビズを積極的に推奨している。省資源対策としては、教授会をはじめとした各種会議等の資料を電子データでの配信・共有にて対応し、ペーパーレス化に努めているほか、各部署で不要となった固定資産等を他部署で再利用するなど、対策を行っている。さらに、SDGsの推進について、目標を掲げたパネルの掲示（E館入口）や分別を分かりやすく表示したゴミ箱の設置（E館1階ラウンジ）など、普及啓発に努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

同一キャンパス内に本学4学科1専攻と富山国際大学子ども育成学部、富山国際大学附属高等学校、本学附属みどり野幼稚園が同居しており、特に大学・短大・高校においては、共有施設も多く有するため、時間割作成、教室使用の調整の面で時間・労力を要するなど課題となっている。とりわけ大学・短大においては、各教室の割り当てを学科に依らず柔軟に行い稼働率を上げるなど工夫を行っていく必要がある。

附属図書館では、前身の富山女子短期大学時代の図書が蔵書されたままになっており、本来、利用できる書棚が使えない状態にある。また、除籍すべき冊数に対して除籍予算額が確保できていないことから、今後は予算を確保し、新しい情報を利用者に提供できるようにしていきたい。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

点検・評価の観点
(1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
(7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

富山国際学園情報教育研究センターを設置し、学園内のネットワーク整備や各種サーバの運用・更新、ICT化の推進に取り組んでいる。本学には常駐 SE が配置されており、学生や教職員のネットワーク・PC に関するトラブル対応、授業や業務に関する技術的支援および相談に迅速に応じる体制を整えている。適宜、常駐 SE によるネットワーク環境やセキュリティの分析に基づいた更新提案を受け、情報センターが各種サーバやネットワーク、情報関連機器の更新を行っている。この方針のもと、全ての教室において無線 LAN を整備し、状況に応じた見直しや更新を継続的に実施している。なお、更新に伴い取り外した無線アクセスポイントについても、Wi-Fi が繋がりにくい、あるいは低速であると報告のあった教室や研究室に対し、周辺の無線環境に干渉しないよう配慮した上で再設置し、資源の有効活用を図っている。

教職員を対象とした情報技術向上のためのセキュリティ研修については、令和 7(2025)年度において、全教職員が 8 月から 9 月にかけて e ラーニングによる情報セキュリティ研修（ネットラーニングコース）を受講し、全員がこれを修了した。また、短大ネットワーク管理者においては、文部科学省が主催する CSIRT 研修を令和 7(2025)年 11 月に受講した。これは CSIRT 構成員を主な対象として、活動に必要な知識やインシデントへの対処能力向上を目的としたものであり、これを通じてサイバーセキュリティに対する知見を深めている。

本学では Google Workspace を基幹システムとして採用し、メール、カレンダーによる予定共有やスケジュール調整、Google ドライブを用いたファイル共有、Chat による簡易的なコミュニケーション、Google Meet を使った遠隔会議など、業務効率化を推進している。教育現場においても、Google Classroom を用いた授業資料の配布、出席確認、確認テストや授業アンケートの実施を行っている。このように Google Workspace へ一本化し、アプリ間のシームレスな連携を図ることで、教育および業務のさらなる効率化に繋げている。

キャンパス内には、3 つのコンピュータ演習室 (F306、A227、A325) およびプレゼンテーションスタジオ (A121) を擁している。全学科の学生にノート PC の必携を義務付けていることから、コンピュータ演習室の各机には教員の操作画面を表示するためのディスプレイのみを設置している。これにより、学生が自身のノート PC を持ち込み、有線 LAN および無線 LAN のいずれからでもネットワークに接続して受講できる柔軟な学習環境を実現している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

Google Workspace の高度な活用や、生成 AI を用いた授業・業務の効率化に向けた情報リテラシーの向上が喫緊の課題となっている。技術の導入に留まらず、それらを効果的かつ安全に使いこなすためのリテラシーレベルを組織全体で底上げすることが、今後の ICT 推進における重要な焦点である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

富山国際学園情報教育研究センターを設置し、短大と大学が密に連携して学園全体の ICT 化を推進している。本学には専任の SE が 1 名配置されており、学生や教職員に対する技術的支援や相談業務に加え、学内ネットワーク環境の品質向上やセキュリティ対策の強化においても多大な貢献を果たしている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

点検・評価の観点
(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③貸借対照表の状況が健全に推移している。
④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧教育研究経費を適切に措置している。
⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③年度予算を適正に執行している。
④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人富山国際学園の事業活動収支は過去 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度）支出超過となっている。定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は B0 であり、イエローゾ

ーンの予備的段階にある。

資金収支の収入の部ではその主な財源である学生生徒等納付金及び補助金は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけては減少し、令和 6 年度から令和 7 年度にかけては増加となったが、教育活動による資金収支差額は過去 3 年ともに収入超過である。また、施設・設備関係の大きな支出は、これまで計画的に積み立ててきた資金を充当しており、キャッシュフローに支障をきたすことはなかった。なお、借入れは行っていない。

事業活動収支差額は、過去 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度）支出超過となっている。また、経常収支差額及び教育活動収支差額についても過去 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度）支出超過である。

貸借対照表の状況については、過去 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度）学生数の減による学納金収入の減や施設老朽化等により資産総額が減少している。外部負債は年度末の未払金以外にはなく、貸借対照表及び事業活動収支計算書の主な財務比率等については、貸借対照表に係る比率については健全な状態にある一方で事業活動収支計算書に係る比率は、人件費比率や経常収支差額比率等、一部で目安を下回っている。

短期大学の教育活動収入は、法人全体の約 27%を占め、過去 3 年においても 26%から 29%台を推移している。一方で支出については 31%から 34%台を推移している。

令和 3 年度より支出超過となったが、令和 5 年度以降、コロナ禍の収束に伴う学生の都市部流出等による学生数の急激な減少等により学納金収入が減少し大幅な支出超過となっている。

退職給与引当金は、期末要支給額の 100%を基に、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上し、本引当金と同額を退職給与引当特定資産として保有している。

資産運用は、「学校法人富山国際学園経理規程」、「学校法人富山国際学園資産運用規程」及び「学校法人富山国際学園寄附行為」に基づき、法人本部が一括して銀行大口定期預金により行っている。

過去 3 年間の教育研究経費比率は、法人全体で令和 5 年度 35.1%、令和 6 年度 34.0%、令和 7 年度 37.1%と 30%を超えている。また、短期大学は、令和 5 年度 44.7%、令和 6 年度 44.3%、令和 7 年度 48.8%と 40%を超えており、適切に支出が行われている。

教育研究用機器備品及び図書等の学習資源については、所要の経費を支出している。

教育研究用機器備品費は、例年 1,000 万円前後、図書費については、例年 300 万円前後である。施設設備については、一時的に高額な予算を必要とする場合もあるので、計画的な予算管理の下に資金配分を行っている。

経理業務に対して定期的に公認会計士の助言があり、その都度対応するなど、公認会計士の監査意見への対応は適切に行っている。

学校債の発行は行っていない。寄付金については、令和 6 年度末より本格的な募集活動を行っている。申し入れに対しては随時受け入れており、適正に処理されている。

過去 3 年間の短大の入学定員充足率は、令和 5 年度は 84.0%、令和 6 年度は 83.4%、令和 7 年度は 79.4%で定員割れとなっている。少子化の進行や 4 年制大学志向の高まりに加え、定員緩和策の影響で県内受験生の首都圏や関西圏への流出が加速したことで入学定員を大幅に下回る結果となり、短大は経営的に厳しい状況となっている。

学園全体における収容定員充足状況も悪化しており、今後、大学の一部学部の定員未充足や全国的な短大離れの状況に鑑みると、速やかに対応策を講じ、さらなる財務の健全化に努めなければならない。

学校法人及び短期大学は、中・長期に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を 11 月～12 月に集約し、3 月に評議員会の意見を聴取した後、理事会で決定している。

3 月の理事会で決定した事業計画と予算をすみやかに関係部門に指示している。

予算執行に当たって設備備品については、原則として複数業者から見積もりをとり、品質、仕様、値段等を適切に判断して執行している。消耗品についても無駄をなくし、実効性ある予算執行を心がけている。また、予算執行に際して 100 万円を超える案件につい

ては、事前に稟議書を作成して学長の承認、500万円を超える案件については理事長の承認を得ることとしている。

日常的な出納業務については、月単位で締め日を設けて、経理担当者が全教職員にメール伝達をして、速やかに経理処理が行われるよう促している。予算執行状況については経理責任者が理事長に報告している。

資産及び資金の管理と運用は、学校法人富山国際学園資産運用規程に従って、資産等の管理台帳、資金出納簿に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

月次試算表を毎月経理担当者が作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	(1) 短期大学の将来像が明確になっている。
	(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
	(3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。
	①学生募集対策と学納金計画が明確である。
	②人事計画が適切である。
	③施設設備の将来計画が明瞭である。
	④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
	(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。	

#### <区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

本学は、「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性をもった地域社会の発展に貢献する人材を育成する」という建学の精神の下、時代の要請に即したカリキュラムと社会に直結した学びを実践してきた。令和 9(2027)年度以降の健康福祉学科の学生募集停止を決定したが、存続する 3 学科（食物栄養、幼児教育、経営情報）においては、「地域社会の持続的発展に寄与する専門職業人育成」という将来像を明確にしている。現在は、各学科で策定した「魅力向上戦略」に基づき、社会が求める専門職教育のさらなる充実に努めている。

本学の強みは、「高い就職実績」と、それを支える「きめ細やかな指導体制」にある。特に専任教員による「ゼミ担任制」や「少人数での伴走型指導」を通じた対面教育は、デジタル化が進む現代においても、本学の重要な教育的価値である。一方で、18 歳人口の減少や施設設備の老朽化を課題として認識しており、時代に即した教育内容の提供、志願者獲得の強化、およびキャンパス整備を一体とした経営改善を推進している。

収支状況の改善に向け、以下の検討および取組みを進めている。

学生募集においては、学園内高校との併願優遇制度の強化や、教育成果の可視化による戦略的な広報を新たに展開し、学生数の確保に向けた取り組みを本格化させている。また、収支バランスの適正化を図るため、学納金の見直しを検討するとともに、令和 8(2026)年度以降の定員規模の縮小に合わせ、学園内のリソース共有や組織改編を行い、教職員配置の最適化を図る。施設設備の面では、耐震補強工事等を含めた呉羽キャンパス整備を計画している。さらに、外部資金の獲得強化に向けて、寄付金の税額控除対象法人認定に向けた体制整備を行っている。

市場環境の分析に基づき、令和 8(2026)年度に入学定員を 325 名から 255 名へと適正規模

へ変更し、令和 9(2027)年度以降の健康福祉学科の学生募集停止を決定した。これに伴い、教職員の配置についても段階的な適正化を図る。

本学の経営情報の公開については、『学園報』やウェブサイトを通じた財務情報の開示を継続している。加えて、経営改善の取組に関する学内会議での情報共有や、課題別のワーキンググループによる検討を深化させており、数値的な状況把握に留まらず、教育内容の改善という実務レベルにおいても、全学的な意識の共有と改革への取り組みを進めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和 5 年度から令和 7 年度にかけて、経常収支差額が大幅な支出超過となっており、積極的な学生募集活動、教育改革、定員規模の適正化、人件費をはじめとした支出抑制を行う必要がある。また、短大校舎に関しては、一部の校舎は老朽化が進んでいることから、必要に応じて修繕等を行っているものの、今後とも、学生の学習環境を改善するよう努めなければならない。今後も継続的に修繕等を行っていくことが想定されるため、そのための準備金を毎年基本金に組み入れることになっており、この金額に見合う確実な収入が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 今回の自己点検・評価の課題についての改善状況・改善計画

定員規模の適正化を図ってきたところであるが、事務組織・教員組織の規模適正化にも取り組む必要がある。この限られた人的資源において教育の質と学修成果のさらなる向上を目指し、令和 8(2026)年度以降は、同じ学園内の富山国際大学と、業務や委員会の合同実施などの連携を強化する。

財的資源に関し最大の課題は、入学定員の確保であるが、少子化が深刻化する中であっての 4 年制志向や県外進学希望者の増など、学生募集の状況はますます厳しくなっている。学納金収入のみならず、寄付金募集や各種補助金・助成金の獲得、さらには資産運用など、多様な財源の確保を図っていく。

## 【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

点検・評価の観点
(1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
(2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

## &lt;区分 基準Ⅳ-A-1 の現状&gt;

理事長の金岡克己は、学園において、平成 25(2013)年評議員就任（令和 7(2025)年 6 月 30 日まで）、平成 27(2015)年理事就任、平成 29(2017)年理事長就任と現在に至るまで、長年にわたり学園運営に携わり、学園の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、強力なリーダーシップのもと、学園を代表して業務を総理し、本学園の発展に寄与している。また、理事長を補佐する組織として、理事長及び学園内の理事・幹部教職員で構成する「学内理事会」を毎月開催し重要事項を協議しており、学園内の一層の情報共有化と法人の意思決定が迅速になり、理事長の適切なリーダーシップが発揮されている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

点検・評価の観点
(1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
(2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
(3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
(4) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
(5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
(6) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。

## &lt;区分 基準Ⅳ-A-2 の現状&gt;

理事会は、寄附行為に基づき運営され、理事長が議長となり年 4 回の定例的な開催の他、別途議案のある場合は臨時で開催されている。理事会では、学園の経営方針、経営計画、学則の改正、諸規定の整備、予算・決算、事業計画・報告等の、法人及び各学校の重要業務に関する諸案件を審議・議決し、理事の職務の執行を監督している。これらの審議・議決を通して、理事会は、第三者評価の役割を果たし責任を負っている。また、理事会では、法人及び各学校からの報告事項が報告されており、理事から意見や質疑応答を行うことによって、本学の発展のための情報収集も行われている。

理事会は、寄附行為第 3 条に規定する学校法人の目的とともに、各学校の運営に関する法的責任があることを十分理解し、各理事は責任を持ってその運営にあたっている。学校運営の基本となる学則の改正や理事会の承認が必要とされている重要な規程については、理事会の審議を経て整備されている。また、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<b>点検・評価の観点</b>
(1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
(2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事の選任に関しては、私立学校法第 29 条及び第 30 条を踏まえ、寄附行為第 7 条及び第 8 条で定めており、理事選任機関は評議員会とし、理事は各学校長や地域の学識経験者を中心に適切に選任されている。また、寄附行為第 5 条の規定により、理事は 5 人以上 10 人以内を置くことと定められており、現在は 8 人が選出されている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

今後、さらなる少子化の進行の中で、経営改善の取組みを進め持続可能な学園運営としていく必要がある。このため、理事長のリーダーシップのもと、学生確保に向けた取組みの一層の強化に加え、各機関が一体となり収入増や効率化、コスト削減に努め、持続可能な運営体制へと転換していく。

私学法改正に伴う寄附行為改正後の初年度を終えたが、今後もこの法令及び寄附行為の改正の趣旨をさらに深く理解して理事会運営を行う必要がある。法人及び各学校の重要な規程や業務についても、学園本部事務局から理事会に対して、引き続き適時適切に説明を行うよう努めなければならない。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<b>点検・評価の観点</b>
(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
④教授会議事録を整備している。

⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、「学校法人富山国際学園職員組織規程」及び「富山短期大学学長選考規則」に基づき、理事会での議決を経て理事長から任命される。現・学長は、東京大学医科学研究所教授、同大学院教授、科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター長等の要職を歴任し、平成31(2019)年4月に本学園の学事顧問に就任。令和元(2019)年7月からは富山国際大学学長、また令和5(2023)年4月からは本学学長(大学長との兼務)に任命され、以来、一貫して、建学の精神に基づく教育研究の推進においてリーダーシップを発揮してきた。特に本学就任後は、富山国際大学との一体的な改革に向けた事務組織・委員会等の大幅な組織改編を主導するとともに、学科の再編(定員見直し、魅力向上等)を進めるなど、持続可能な短期大学運営、教学運営の職務遂行に努めている。こうしたなか、令和8(2026)年3月24日の理事会において、人格・学識と共に短期大学運営に関する識見を認められ、4月1日付けの再任が議決されたところである。

学長の責務は、学則第31条第2項に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めており、短期大学運営の最終的な決定権を有してその責任を負う。教授会の意見のほか、学長の諮問機関に位置付けられる運営会議での審議結果を斟酌し、最終的な判断を行っている。

また、各学科・部署等の様々な課題等に関する連絡調整や方針決定に係る協議を行う学長補佐体制として、「学長補佐会議」を設置している。新規の課題提案等については、同会議において学長が担当部署を提示し、調整を行っている。学長は、入学者選抜や入試関連の重要事項等を決定する入試対策拡大会議や新規教員採用時の拡大採用審査委員会等の重要な会議・委員会の議長になるとともに、各部会議にもオブザーバー参加して意見を述べるなど、本学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

なお、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)については、「富山短期大学学生の懲戒処分に関する規程」を整備し、必要な手続を定めており、同規程は「学生のしおり」にも掲載して学生に対し周知を行っている。

「富山短期大学教授会規程」第5条では審議事項として、学校教育法第93条に定める学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与に関する事項のほか、教育課程の編成や教育研究業績の審査等をはじめ、教育研究に関する重要事項を定め、学長に意見を述べることとしている。教授会で審議すべき事項については、前述のとおり規程に明示し、教授会の構成員を含む全教職員と共有して周知を行っている。

教授会は、教授会規程に基づき原則月1回開催・運営しており、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。併設大学である富山国際大学と合同で審議すべき事項(大学・短大共通の課題や規程等)がある場合には、都度共有を行い、各々の教授会の意見を聴き対応している。令和7(2025)年度においては、ガバナンス・コードの見直しや、研究活動(補助金等)の不正防止対策の基本方針・不正防止計画の改定などについて、大学と調整を行いながら対応を行った。

教授会の議事録は、毎回記録・作成し、共有ドライブにてデータの共有を行っている。

教授会では、建学の精神に則して全学及び各学科・専攻科の三つの方針を定め、学修成果の可視化と教育の質向上の取組みについてPDCAサイクルによる教育改善に努めている。三つの方針の変更は、教授会の意見を聴き、運営会議の議を経て、学長が決定している。

学長・各部の下には、教育上の各種委員会等を規程に基づき設置している。各委員会規程に定める所管事項について委員会として個別協議し、その内容は上部の部会議・教授会に上程・報告し、さらに審議・情報共有を行うなど、適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

現・学長は、富山国際大学と本学の学長を兼務していることから、両大学における共通課題等について、それぞれで同じ議論を重複して行っているといった非効率的な面が見えてきている。委員会の合同開催など、大学・短大の一体的な教学運営を検討していく必要がある。

なお、「教授会が意見を述べる事項」については、改めて教授会の間でも確認する機会を設けるなど、教授会構成員に対する周知を徹底するのが望ましい。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

学長は、個々の教職員からの意見・提案等のもとより、「学生と学長との懇談会」を通じて学生から直接寄せられた要望・課題に応じ、対策を講じるよう速やかに指示を出すなど、学生ファーストでの教学運営に努めている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

点検・評価の観点
(1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
(2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
(3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
(4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
(5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 4 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
(6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、理事会において選出された候補者（理事、評議員又はこの法人の教職員以外の者）のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が 3 人選任している。

監事は、決算時の監事監査において、学園本部事務局及び会計監査人と意見交換を行い、法人の業務及び財産の状況について監査し、年 2 回開催される定例理事会及び適宜開催される臨時理事会に出席して監事の立場で意見を述べている。

また法人の業務及び財産の状況については、毎会計年度、監事監査を経て監査報告書を作成し、理事会に報告している。本報告書は当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

点検・評価の観点
(1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
(2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
(3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
(4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員は、寄附行為第 5 条の規定により 6 名以上 15 名以内を置くことと定められており、寄附行為第 32 条の規定により適切に選任し、現在 15 人が選出されている。理事は現在 8 人であることから、理事の数を超える数の評議員を組織している。

評議員会の運営に関しては、寄附行為第 41 条の規定により評議員会は適切に招集され、寄附行為第 37 条に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。また、評議員には、寄附行為に基づき、評議員会が役員や会計監査人の選解任などの監視・牽制機能を有することについて、説明を行っている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

点検・評価の観点
(1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
(2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
(3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
(4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学園の会計監査人は、理事が提出する会計監査人の選任議案の内容を監事の過半数の合意によって決定し、最終的には評議員会の決議によって行っている。

会計監査人は学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査し、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

改正私立学校法では会計監査人の責任について、学校法人に対する任務懈怠責任、第三者に対する会計監査人としての職務一般に関する責任及び監査報告の虚偽記載等の責任について定められており、会計監査人はそれらに則り業務を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

点検・評価の観点
(1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
(2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

<区分 基準IV-D-1 の現状>

私立学校法第 137 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 および教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の指定事項である、寄附行為の内容、財務状況（計算書類等、監査報告、財産目録等）、教育研究活動等の状況、教員養成の状況等の情報は全て、学園または本学のウェブサイトにおいて漏れなく公表している。

本学園においては、令和 6(2024)年 1 月 1 日に「学校法人富山国際学園 富山国際大学・富

山短期大学ガバナンス・コード」を制定し、令和 5(2023)年度・令和 6(2024)年度の適合状況を点検・公表してきた。令和 7(2025)年度には、日本私立大学協会による「私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>」が適用開始とされたことから、本学園においてもこれを採用することとし、同協会の様式を用いて適合状況を点検・公表することとしている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

先に述べた情報等の公表のほか、大学概要、キャンパスライフ、キャリア支援・就職状況などの積極的な情報公開を行っているが、年度の切り替わりに伴う情報更新や、制度変更・組織改編等な重要な情報の発信を漏れなく、速やかに行えるよう、引き続き努めていく必要がある。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

**(a) 今回の自己点検・評価の課題についての改善状況・改善計画**

私学法改正に伴う寄附行為改正（理事会、評議員会等の見直し・ガバナンス体制の強化）後の初年度を終え、ガバナンス・コードも新たなバージョンの適用を開始したところであり、引き続き適正な理事会、評議員会等の運営や情報公開に努める。

教学運営に関しては、同じ学園内の富山国際大学との間で共通する課題等について、合同での委員会開催などを通じ連携して取り組み、効率的かつ効果的に対応することを目標とする。なお、学長が周知すべきとされている「教授会が意見を述べる事項」については、令和 8(2026)年度のうちに、改めて教授会の間でも確認する機会を設け、教授会構成員に対する周知を徹底する。